

令和6年度 子どもの権利サポート委員会 活動報告書



令和7年（2025年）6月

宝塚市子どもの権利サポート委員会

(はじめに)

子どもの権利サポート委員会 委員長より	1
---------------------------	---

第 1 章 相談活動状況	3
--------------------	---

1 相談件数推移	3
----------------	---

2 相談件数について	6
------------------	---

3 相談の所要時間等	12
------------------	----

4 相談へのきっかけ	14
------------------	----

5 委員による活動について	15
---------------------	----

6 相談事例	20
--------------	----

第 2 章 広報・啓発活動	25
---------------------	----

1 広報・啓発活動一覧	25
-------------------	----

2 配布物	26
-------------	----

3 活動報告会	39
---------------	----

4 啓発活動	40
--------------	----

(おわりに)

子どもの権利サポート委員、相談員より	41
--------------------------	----

＜参 考 資 料＞◆子どもの権利サポート委員会の制度◆	47
-----------------------------------	----

I 子どもの権利サポート委員会設置経緯	47
---------------------------	----

II 子どもの権利サポート委員会とは	49
--------------------------	----

III 子どもの権利サポート委員会条例	53
---------------------------	----

(はじめに)

宝塚市子どもの権利サポート委員会設置10年とこれからの活動に向けて

宝塚市子どもの権利サポート委員会は、3名の委員と相談員、事務局で運営しています。私は令和2年(2020年)9月より委員を2期(1期は2年)拝命し、令和6年(2024年)9月より委員3期目と、本委員会としては3代目の委員長を拝命しております。よろしくお願いいたします。

本委員会は宝塚市子どもの権利サポート委員会条例に基づき、子どもの権利を不断に擁護することと、子どもの最善の利益を具体的に実現していくことを目的として、市長の附属機関(第三者機関)として平成26年(2014年)11月に設置されました。そのことから、本委員会にとって、令和6年度(2024年度)は設立10周年を迎える記念すべき年度となり、記念事業として本委員会の愛称を市内の子どもたちに公募しました。子どもたちからは多くの応募をいただき、厳正な審査の結果「たかラッコクラブ」に決定しました。応募いただきました子どものみなさん、また本企画募集にご協力くださいました市内の学校や児童館など関係機関をはじめとした関係者のみなさまに心より感謝いたします。ありがとうございました。

さて、宝塚市子どもの権利サポート委員会について他の自治体の動向も踏まえながら改めて整理していきたいと思います。子どもの権利条約総合研究所の調べによれば、宝塚市のように子どもに関する条例(自治体により名称が異なります)に基づく子どもの相談・救済機関(公的第三者機関)は令和7年(2025年)5月現在で全国50自治体設置されています。また近畿においても、まもなく子どもの相談・救済機関の設置を予定している自治体や、設置に向けた準備を進めている自治体がいくつかあると聞いています。これらの他の自治体での機関は、本委員会から見ると、子どもの権利を擁護する仲間であるといえます。このような同様の目的をもつ他の自治体での子どもの権利擁護機関の活動の動向について関係者が集まり、定期的に意見交換する機会などもあります。ただ、これらの機関の実績も多様である一方で、それぞれの自治体が抱えている課題も多様です。

ここで、別の角度から整理したいと思います。世界の歴史に目を向けてみると、世界最初の公的子どもオンブズマンは今から40年以上前の昭和56年(1981年)にノルウェーで創設されました。その後、子どもを含めた人権尊重を目的に、平成4年(1992年)国際連合人権委員会で決議・採択され、平成5年(1993年)国際連合の総会で決議・承認された「国内機構の地位に関する原則」(通称：パリ原則)へと続きます。これらの進展から、国際的基準としての子どもの権利擁護機関の機能及び役割として4点に整理できます^{出典)}。

- ① 子どもの権利や利益が守られているか、行政から独立した立場で監視する(監視)

- ② 子どもの代弁者として、子どもの権利の保護・促進のために必要な法制度の改善の提案や勧告を行う（政策提言）
- ③ 子ども自身からのものを含む苦情申立てに対応して必要な救済を提供する（救済）
- ④ 子どもの権利に関する教育や意識啓発等を行う（教育・啓発）

ここで宝塚市子どもの権利サポート委員会の話に戻ります。本委員会も上記の国際的基準に基づく子どもの権利擁護機関の機能及び役割が遂行できる条例上での構成となっています。しかしながら、他の自治体と比較した際に、活動自体に偏りがみられるところもあります。例えば、国際的基準の③救済（相談・救済活動）と④教育（広報）・啓発は、設置後 10 年で一定の実績を積み上げてまいりました。とりわけ個別救済に繋がる子どもに関する相談活動については、宝塚市では子どもから直接アクセスされる相談件数は他の自治体より多い傾向です。このことから、子どもたちにも本委員会について一定の理解が広がっているものと考えられます。

しかしながら①監視（子どもの権利に関するモニタリング）、②政策提言（制度改善）についてはまだ十分に遂行されていない（全くできていないのではなく、今後さらに精度を高めていくことができるという意）と捉えています。また行っている個別の相談・救済活動や広報啓発活動についても課題となっていることや、さらに活動を拡大できるところも多いと考えております。このように本委員会が設置され 10 年以上が経過した現在ではありますが、本委員会として実施可能な子どもの権利擁護の取組は多分にあると受け止めています。

あわせて本委員会の活動の拡大に向けては、本委員会関係者（サポート委員・相談員・事務局）の専門性について向上させていくことが必須であり、また課題でもあると捉えています。子どもの権利を擁護するために私たちサポート委員会は、子どもたちからの相談をただ受け身の姿勢で待っているだけでなく、子どもたちや市民のみなさんから信頼を寄せいただける活動となるように資質向上や管理体制の確実な実施など、不断の努力を進めてまいりたいと存じます。この取組を進めることは、私たち宝塚市子どもの権利サポート委員会として行うべき子どもの最善の利益の実現に向けた重要なミッションです。

今後とも子どものみなさんや、関係者のみなさまの本委員会の活動へのご協力をお願いし、本委員会設置 10 年目となる節目の年度の活動報告書のはじめの言葉に代えさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

宝塚市子どもの権利サポート委員会
委員長 吉田 祐一郎

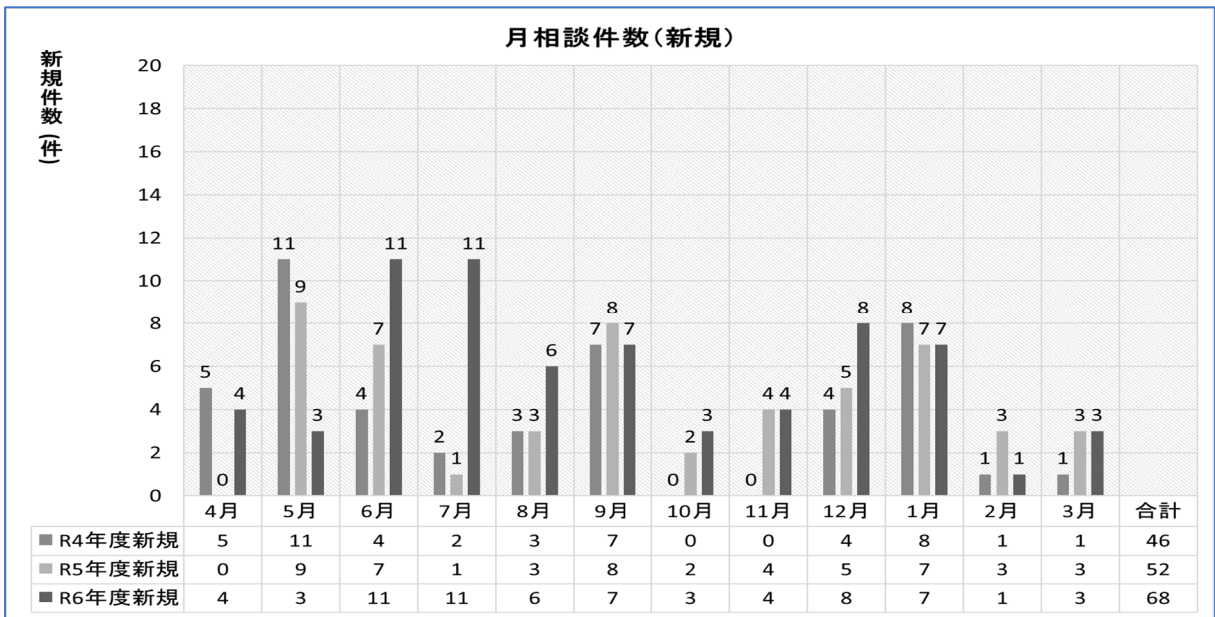
第 1 章 相談活動状況

1 相談件数推移

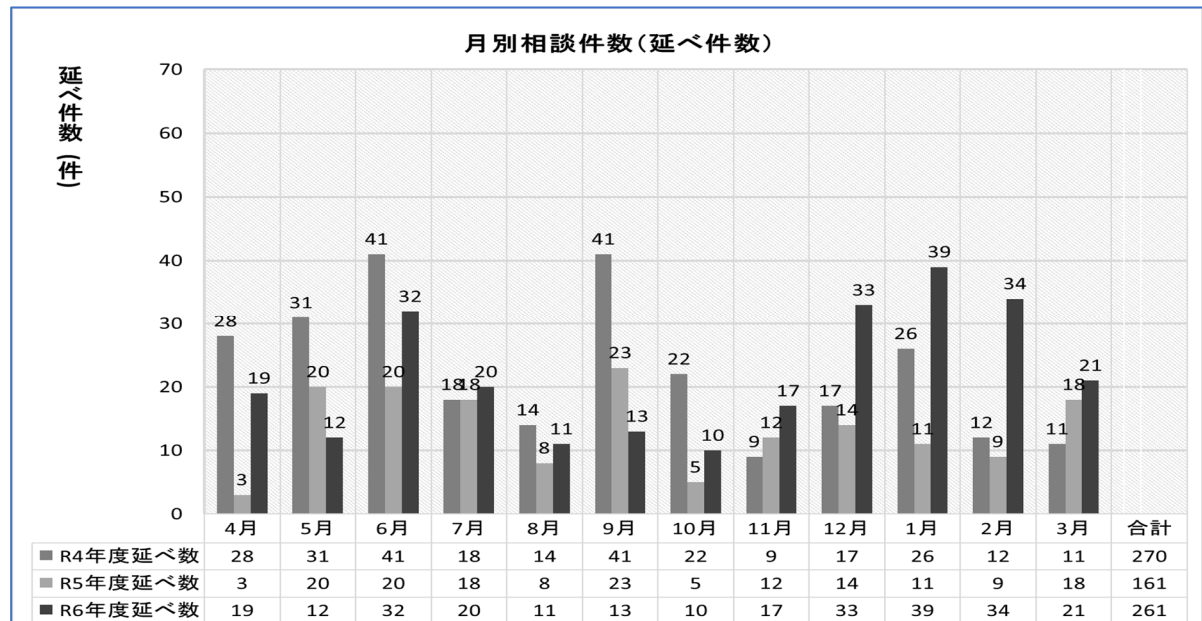
■ 3ヶ年比較（令和4年度～令和6年度）

子どもの権利サポート委員会設置から10年以上が経過しました。さまざまな周知方法で子どもたちに知ってもらえる機会を設け、継続的に啓発に取り組んできました。直近3ヶ年の相談件数は以下のとおりの傾向となりました。

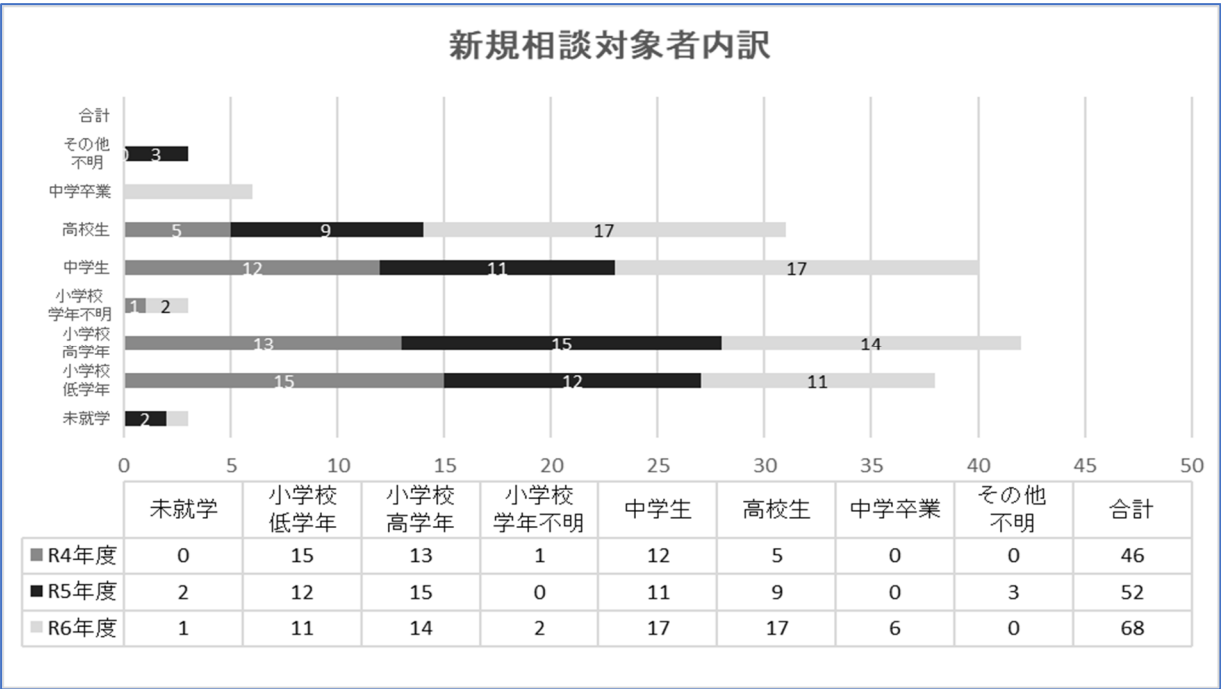
【月別相談件数（新規）（令和4年度～令和6年度）】



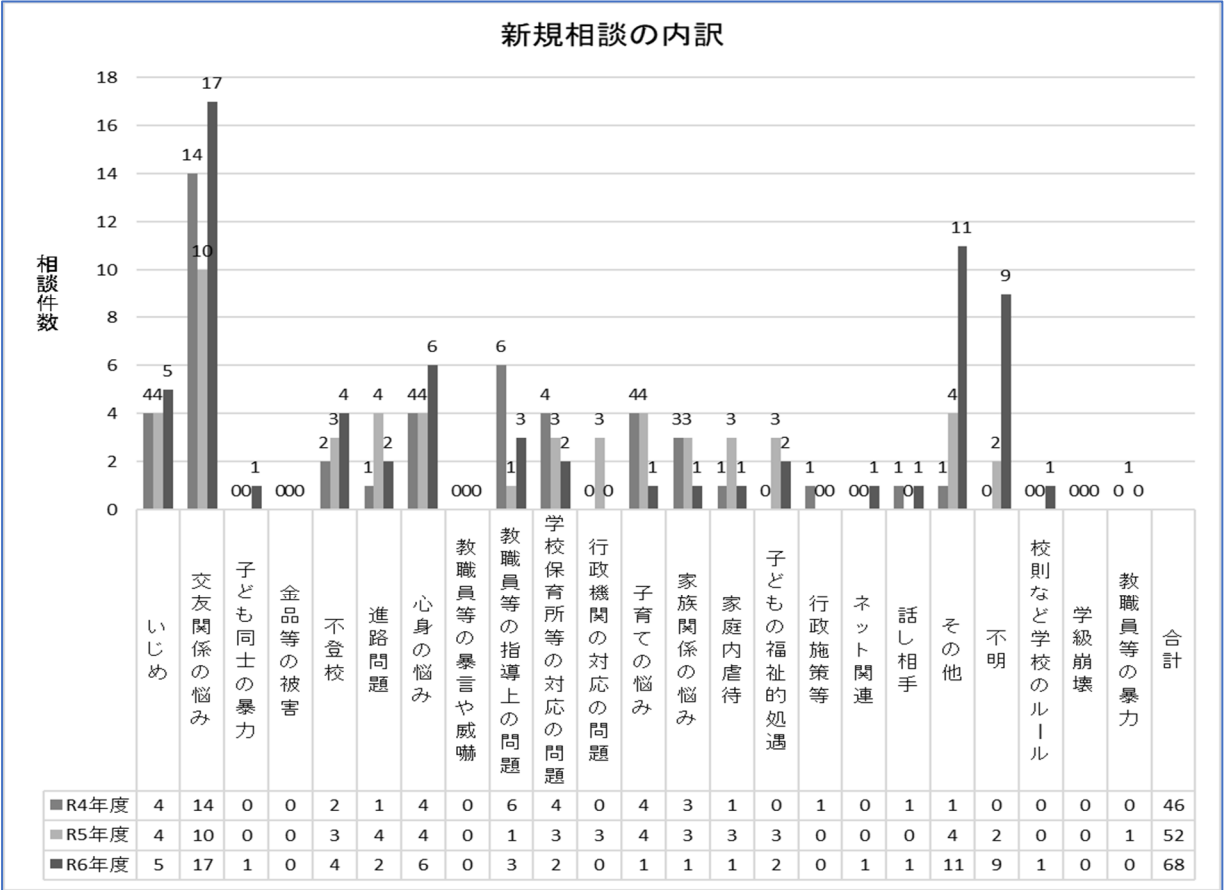
【月別相談件数（延べ件数）（令和4年度～令和6年度）】



【新規相談対象者の内訳（令和4年度～令和6年度）】



新規相談の内訳（令和4年度～令和6年度）】



【相談件数 推移】

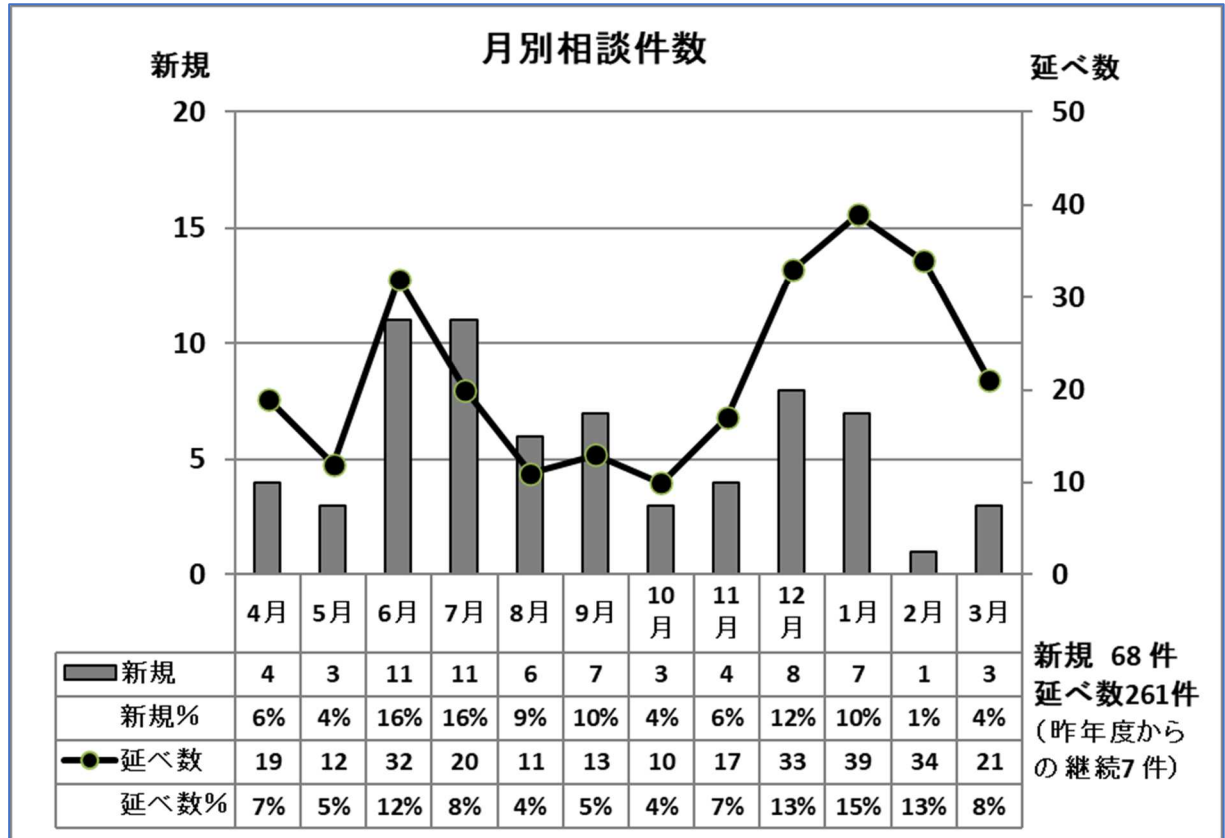
平成 26 年度(11 月)	新規相談件数 27 件 延べ相談件数 122 件
平成 27 年度	新規相談件数 74 件、前年度よりの継続件数 4 件 延べ相談件数 386 件
平成 28 年度	新規相談件数 62 件、前年度よりの継続件数 17 件 延べ相談件数 386 件
平成 29 年度	新規相談件数 97 件、前年度よりの継続件数 15 件 延べ相談件数 547 件
平成 30 年度	新規相談件数 83 件、前年度よりの継続件数 16 件 延べ相談件数 663 件
令和元年度	新規相談件数 65 件、前年度よりの継続案件数 12 件 延べ相談件数 292 件
令和 2 年度	新規相談件数 55 件、前年度よりの継続案件数 9 件 延べ相談件数 344 件
令和 3 年度	新規相談件数 54 件、前年度よりの継続案件数 7 件 延べ相談件数 294 件
令和 4 年度	新規相談件数 46 件、前年度よりの継続案件数 5 件 延べ相談件数 270 件
令和 5 年度	新規相談件数 52 件、前年度よりの継続案件数 8 件 延べ相談件数 161 件
令和 6 年度	新規相談件数 68 件、前年度よりの継続案件数 7 件 延べ相談件数 261 件

2 相談件数について

(1) 月別相談件数

月別相談件数は、新規相談が6月と7月に各11件（16％）、次いで、12月に8件（12％）でした。

【令和6年度・月別相談件数】



※新規：初回相談

※延べ数：初回相談・継続相談にかかわらず、相談を受けた回数

※1 案件で初回相談を含む 3 回の相談があった場合、新規を 1 回、延べ数を 3 回と数えます。

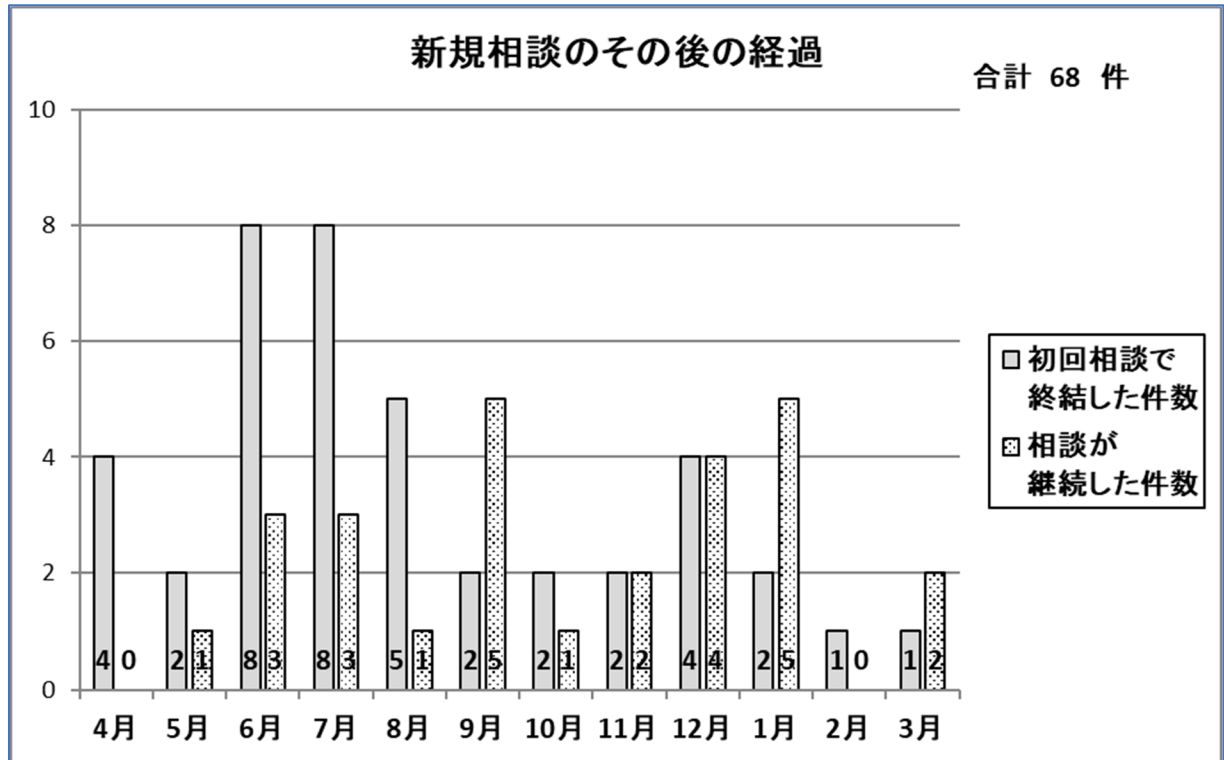
※前年度からの継続案件が7件ありました。

(2) 新規相談のその後の経過

新規相談として受けた相談の経過状況です。

新規相談後、初回で終わる相談が68件中41件と60.3%を占めています。

【令和6年度・新規相談のその後の経過状況】

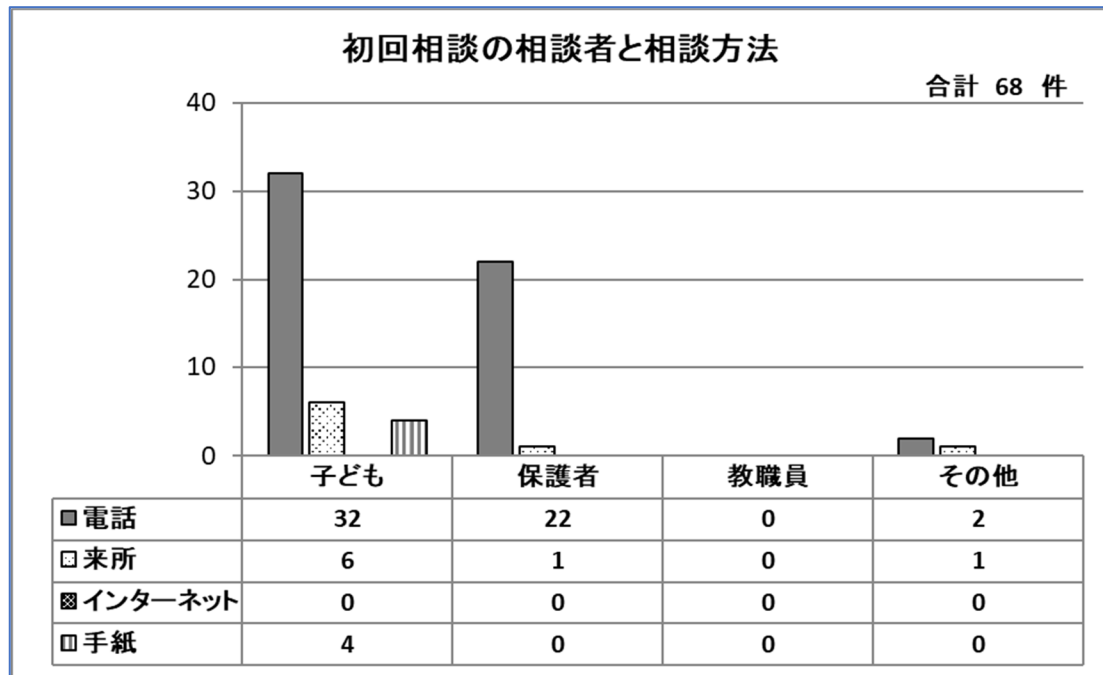


（３）初回相談方法と件数

新規相談件数６８件のうち、子どもからの相談が４２件（６１．８％）あり、そのうち、相談方法では電話が最も多く３２件、次いで、来所が６件でした。

保護者からの相談は２３件あり、電話が２２件、来所が１件でした。

【令和６年度・初回相談の相談者と相談方法】

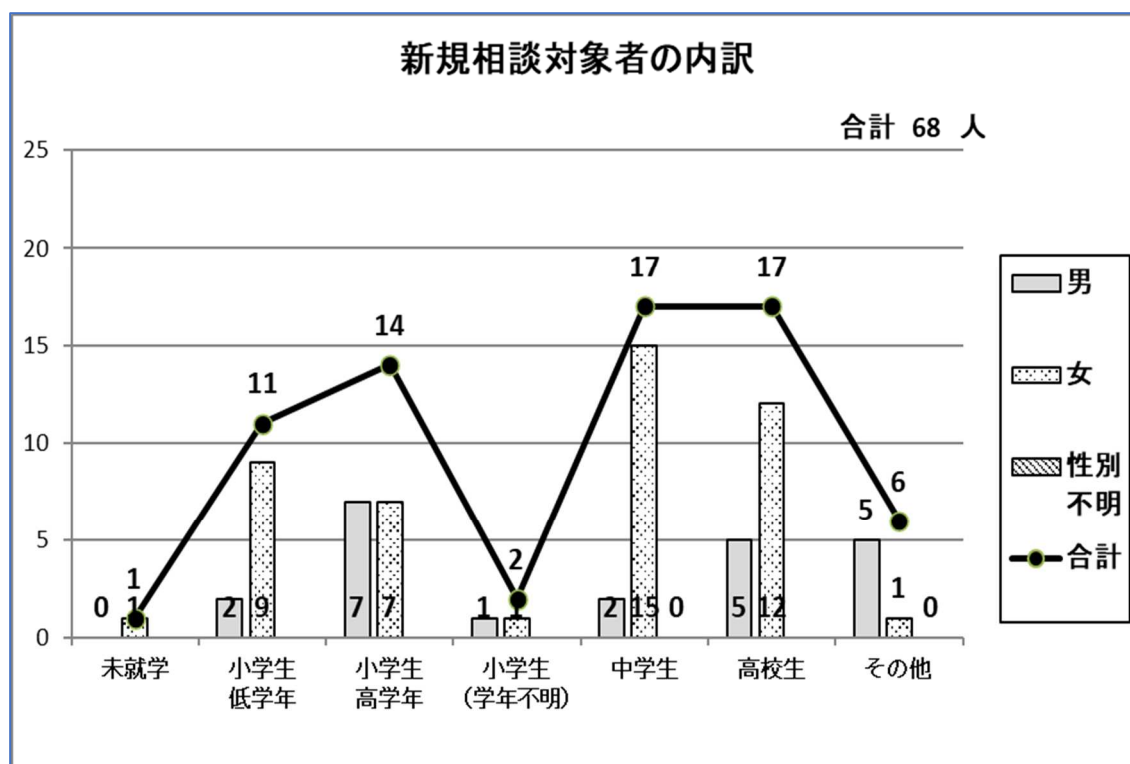


※子どもと保護者が一緒に来所した場合は、子どもの初回相談来所としています。

(4) 新規相談対象者の校種及び男女別内訳

新規相談対象者は、新規相談者 68 人のうち、中学生と高校生が各 17 人（25％）、次いで、小学校高学年が 14 人（20.6％）、小学校低学年が 11 人（16.2％）でした。

【令和 6 年度・新規相談対象者の校種及び男女別内訳】

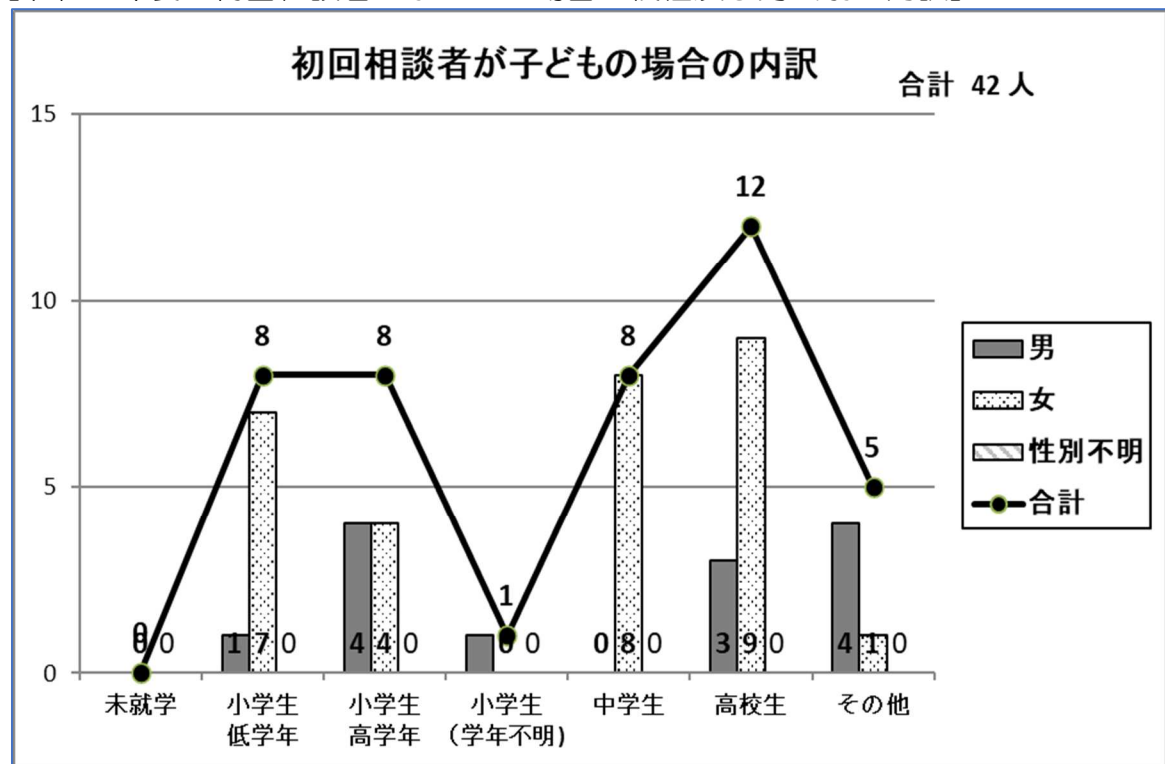


※小学校低学年は、小学 1～3 年生。小学校高学年は、小学 4～6 年生。

(5) 初回相談者が子どもの場合の校種及び男女別の内訳

初回に子どもから直接相談があった 42 件のうち、高校生からの相談が最も多く 12 件、次いで、小学校低学年と小学校高学年、中学生が各 8 件でした。男女別でみると、女の子からの相談が多い傾向でした。

【令和 6 年度・初回相談者が子どもの場合の校種及び男女別の内訳】



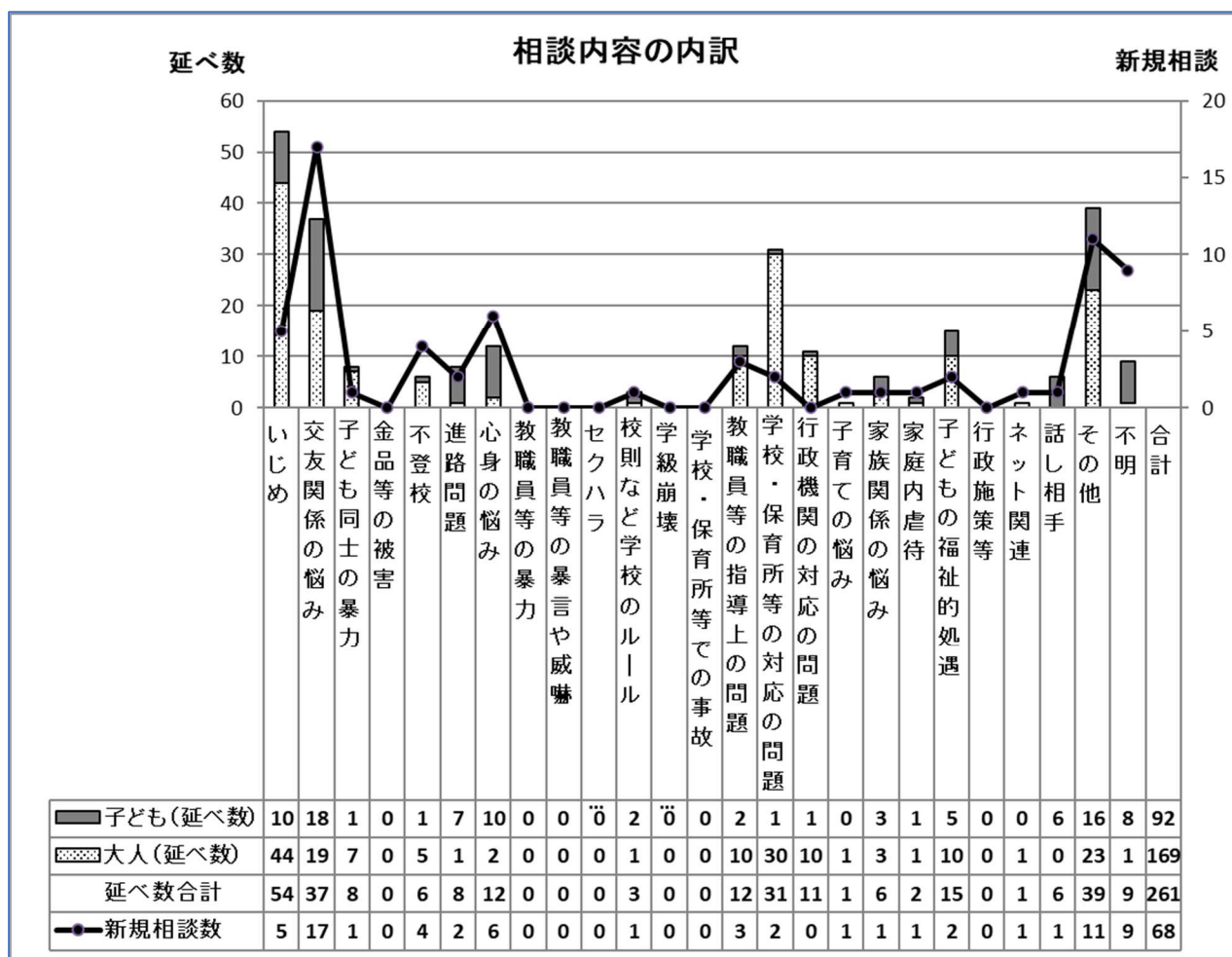
※小学校低学年は、小学 1～3 年生。小学校高学年は、小学 4～6 年生。

(6) 相談内容の内訳

新規相談内容としては、68 件中、交友関係の悩みが最も多く 17 件、次いで、心身の悩みが 6 件、いじめが 5 件でした。

延べ相談内容としては、261 件中、いじめが 54 件、次いで、交友関係の悩みが 37 件、学校・保育所等の対応の問題が 31 件でした。

【令和 6 年度・相談内容の内訳】



※新規相談数は、新規相談時の主訴相談内容で分類しています。

※延べ数合計は、継続した相談の際の主訴で分類しているため、新規相談時と異なる相談内容が追加される場合があります。

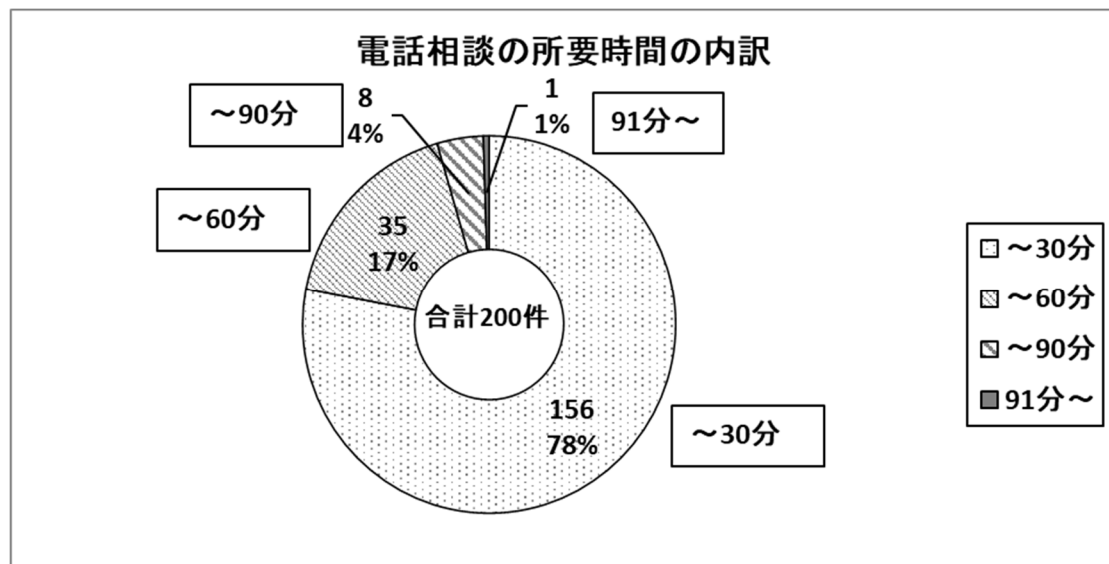
※その他には無言電話など分類できない内容が含まれています。

3 相談の所要時間等

(1) 電話相談の所要時間の内訳

全体200件のうち、30分以下の電話相談が156件（78%）、次いで、60分以下が35件（17%）でした。1時間（60分）を超える相談は9件（5%）でした。

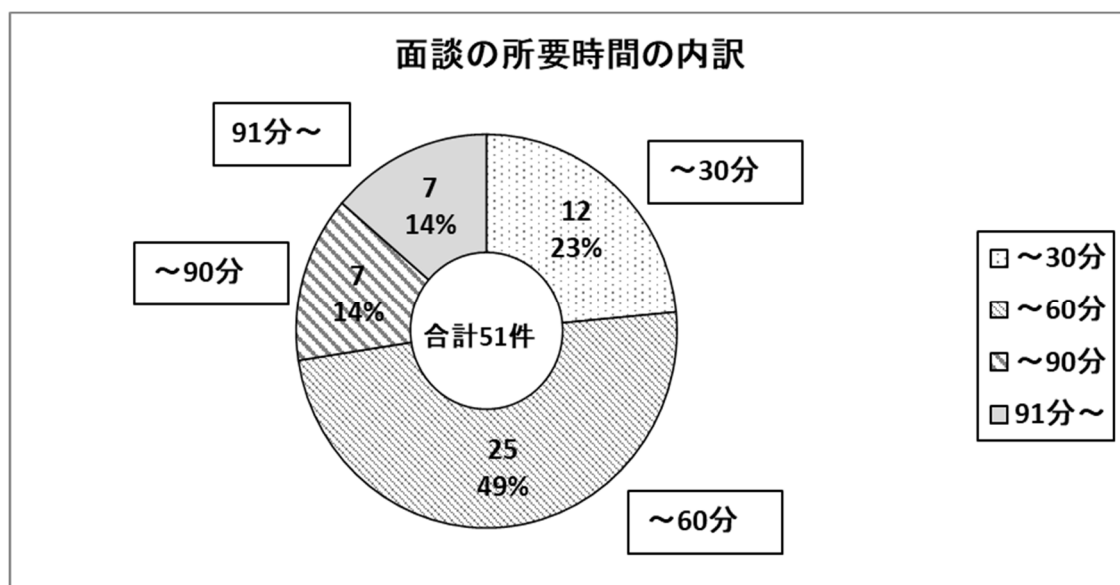
【令和6年度・電話相談の所要時間の内訳】



(2) 面談の所要時間の内訳

面談対応51件のうち、60分以下の面談相談が25件（49%）、次いで、30分以下が12件（23%）でした。

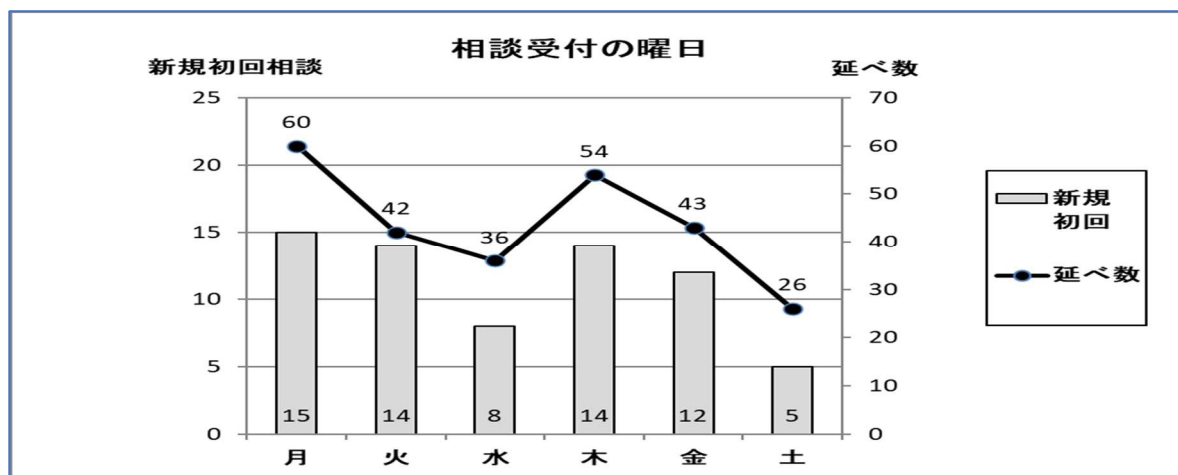
【令和6年度・面談の所要時間の内訳】



(3) 相談を受け付けた曜日

新規相談 68 件のうち、月曜日が 15 件、次いで、火曜日と木曜日が各 14 件でした。延べ相談件数 261 件のうち、月曜日が 60 件、次いで、木曜日が 54 件でした。

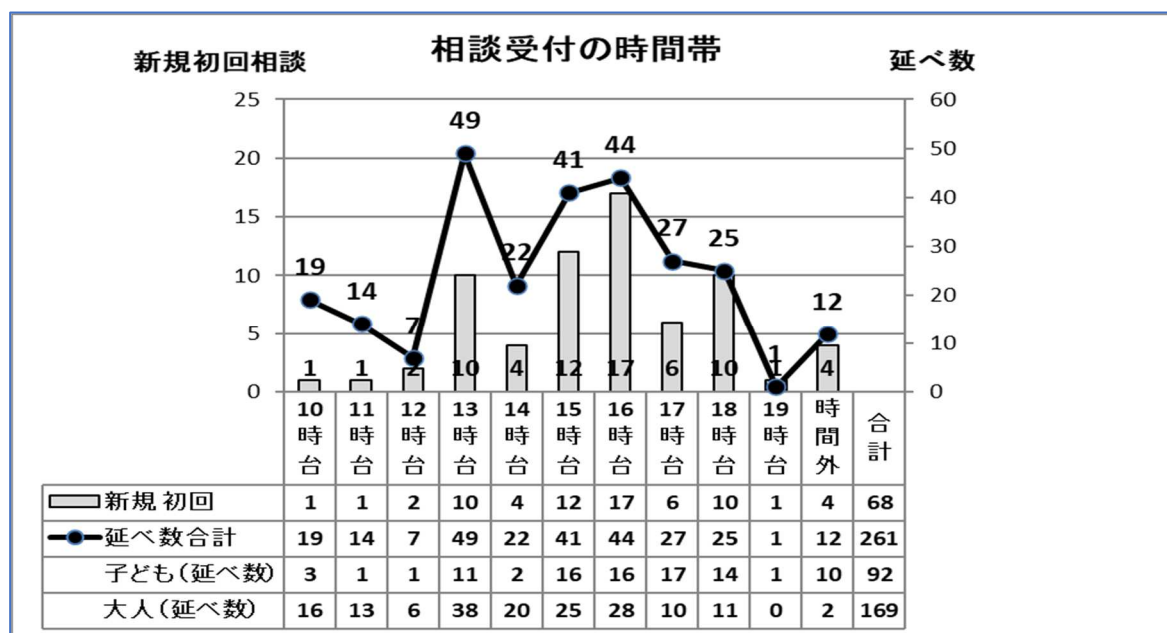
【令和 6 年度・相談を受け付けた曜日】



(4) 相談を受け付けた時間帯

受付した時間帯は、新規相談 68 件のうち、16 時台が最も多く 17 件、次いで、15 時台が 12 件でした。延べ相談件数 261 件のうち、13 時台が最も多く 49 件、次いで、16 時台が 44 件、15 時台が 41 件でした。

【令和 6 年度・相談を受け付けた時間帯】



※手紙による相談は時間外としました。

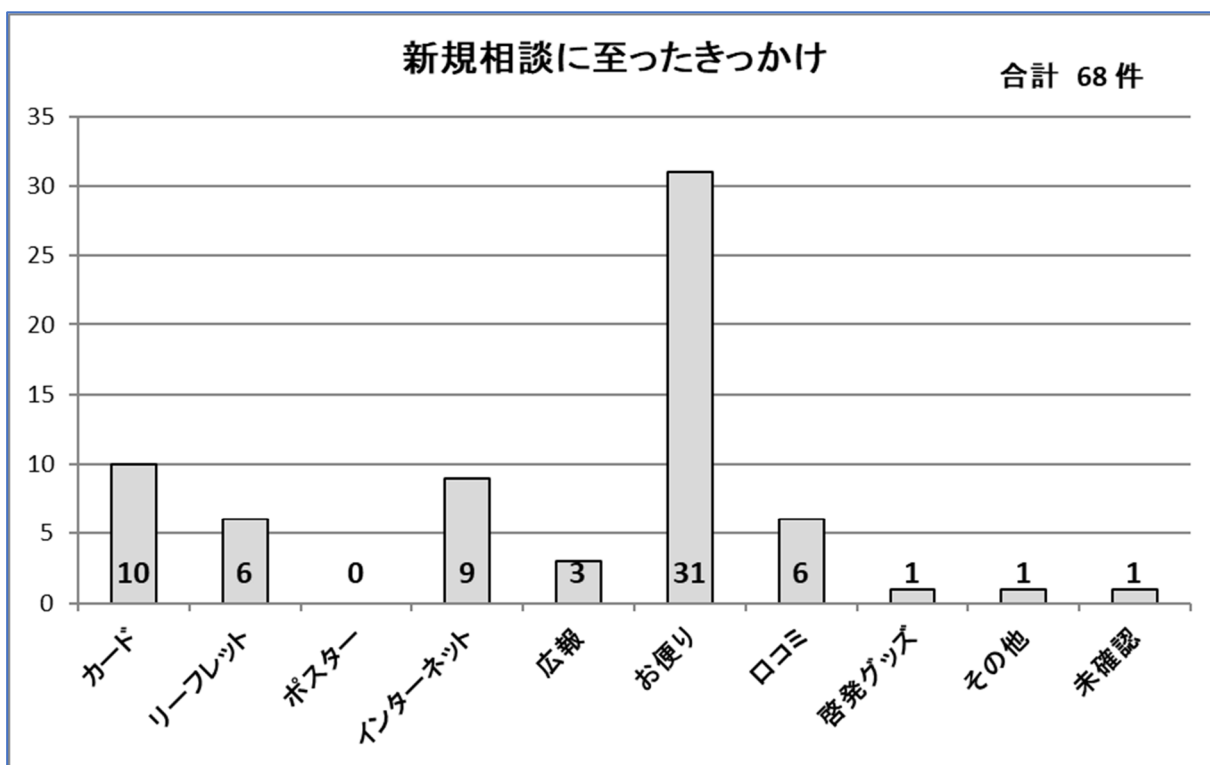
4 相談へのきっかけ

■新規相談に至ったきっかけ

新規相談 68 件のうち、相談に至ったきっかけは、お便りが最も多く 31 件、次いで、ダイヤルカードが 10 件でした。学期ごとに発行するお便りやダイヤルカード、リーフレットなどの市内小中高等学校の児童・生徒への配布について、関係者にご協力をいただいたことが相談のきっかけにつながっています。

また、インターネットが 9 件あり、ホームページなど SNS での啓発がきっかけになっていると思われます。

【令和 6 年度・新規相談に至ったきっかけ】



※ダイヤルカード、リーフレットは、市内の公私立小学校・中学校・高等学校を通じ配布しました。

※啓発グッズ（小 3 クリアファイル、小 6・中 3 赤ボールペン）は、市内の公私立小学校・中学校を通じ配布しました。

※お便り（子どもの権利サポート委員会だより）は、ダイヤルカード、リーフレット、啓発グッズとともに配布しました。

- ・啓発時期等は、第 2 章 1 広報・啓発活動一覧に掲載

5 委員による活動について

(1) 子どもの権利サポート委員会会議及びケース協議

開催回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
委員会会議 ※1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
ケース協議 ※2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

※1 委員会会議（条例に定められた会議） 子どもの権利サポート委員会委員長が議長として会議を進め、子どもの権利サポート委員会の制度のことや、サポート委員会で決定する事項等を話し合います。

※2 ケース協議 それぞれの事案（ケース）の担当委員や、相談員からの相談内容の報告を受けて、それぞれの事案について協議を行います。

■ 委員会会議議題 ■

日 程	議 題
4 月 10 日	(1) 次年度活動報告会講演者について (2) 次年度市長報告会日程について (3) 連絡事項
4 月 23 日	(1) 活動報告会講演のテーマについて (2) 内部研修について (3) 連絡事項
5 月 13 日	(1) 子どもの権利サポート委員会設置 10 周年について (2) 第二回内部研修日程調整 (3) 活動報告書原稿について (4) 活動報告会チラシについて (5) 連絡事項
5 月 27 日	(1) ふれあいトーク（出前講座）について (2) 活動報告会チラシについて (3) 活動報告会について (4) 委員会設置 10 周年記念の委員会の愛称募集について (5) 連絡事項
6 月 14 日	(1) 市長報告会当日のスケジュール確認 (2) 西谷小学校出前講座について (3) 愛称・キャラクターの作成について (4) 連絡事項
6 月 27 日	(1) 市長報告会 報告 (2) 金澤先生とのオンライン会議内容の報告 (3) 活動報告会 講演テーマについて（盛り込んでほしいワード等） (4) 出前講座の報告 (5) その他

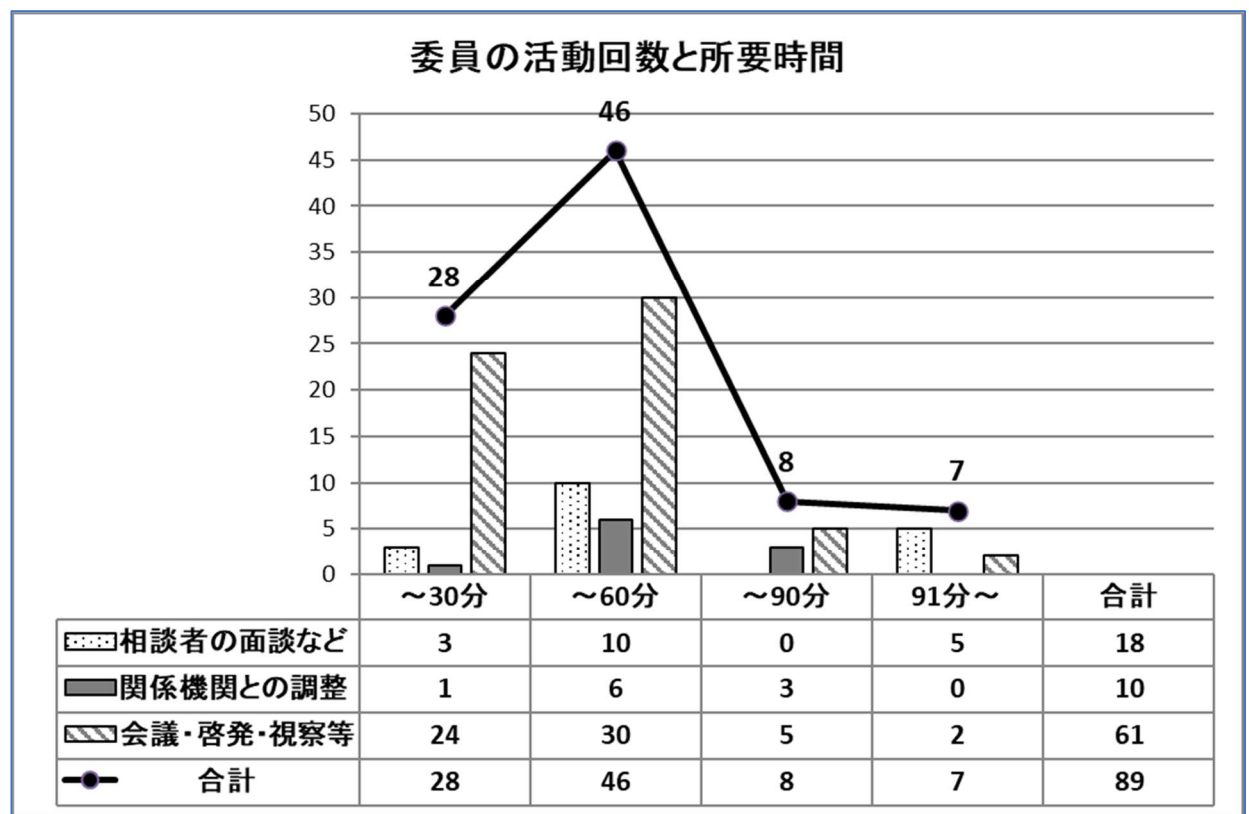
7月10日	(1) 新規相談員の紹介（挨拶・自己紹介） (2) 活動報告会 講演テーマについて (3) サポート委員会愛称・キャラクターについて (4) サポート委員就任依頼について (5) 9月以降の会議日程について
7月22日	(1) 活動報告会の講演テーマ (2) 活動報告会チラシの確認 (3) その他
8月8日	(1) サポート委員会愛称募集のおたよりについて (2) その他
8月19日	(1) サポート委員会愛称募集の最終投票について (2) その他
9月3日	(1) 新任委員について (2) 活動報告会の講演について (3) 愛称（ニックネーム）の今後のスケジュールについて
9月26日	(1) 新任サポート委員挨拶及び新委員長の選定について (2) 活動報告会について（最終確認） (3) 啓発グッズ（クリアファイルとボールペン）の発注について (4) 11月以降のケース会議日程について
10月7日	(1) 活動報告会の反省 (2) 愛称募集の選考結果について（報告） (3) その他連絡事項
10月29日	(1) 愛称募集最終投票の結果について (2) マスコットキャラクター作成について（別紙参照） (3) 11月以降の会議日程について (4) その他連絡事項
11月14日	(1) 愛称決定の表彰式について（本人・家族意思等の進捗報告） (2) 愛称決定のHP 原案について (3) 名称表記の決定と啓発グッズのデザイン（文字表記）変更案について (4) マスコットキャラクター作成について（報告） (5) その他連絡事項
11月25日	(1) 愛称決定の表彰式日程について（日程調整） (2) その他連絡事項
12月11日	(1) 愛称募集の「表彰式」を通した SNS の活用について（別紙参照） (2) 全国自治体シンポジウムについて (3) その他連絡事項

12月23日	(1) モニタリングの報告について (2) 要保護児童対策地域協議会の報告と第二回連絡会の出席について (3) 全国自治体シンポジウム現地出席者について (4) R7年の活動報告会（令和6年度）日程について (5) その他連絡事項
1月15日	(1) メールの誤送信に伴う今後の対応について (2) その他（連絡事項等）
1月27日	(1) 今後のメール使用に伴うサポート委員会の運用について (2) 市公式Instagram及びnoteを用いたサポート委員会PRのnote記事について (3) その他・連絡事項
2月14日	(1) 情報セキュリティ運用管理マニュアルについて
2月27日	(1) 全国自治体シンポジウム非公開会議の報告 (2) R7年度について (3) マスコットキャラクター制作について (4) その他
3月11日	(1) 内部情報運用管理マニュアルについて (2) 宝塚市子ども条例のチラシ送付（おたより送付と同時）について (3) マスコットキャラクター学内貼り出し用ポスターについて (4) 次年度年間計画について (5) その他
3月24日	(1) 次年度年間計画表について (2) 委員報酬の運用について (3) マスコットキャラクター学内貼り出し用ポスターについて (4) 4月以降のケース会議の日程について

(2) 活動回数と所要時間

子どもの権利サポート委員会の委員として実施した、ケース協議や相談者との面談、関係機関との調整等の活動回数と所要時間です。

【令和6年度・子どもの権利サポート委員の活動回数と所要時間】



※子どもの権利サポート委員会委員が活動したものです。

- ・関係機関との調整は、相談者との面談などを経て、学校等に出向くなどの調整活動（代弁等）を委員が実施したものです。

- ・会議・啓発・視察等は、相談があったケースの検討や委員会会議、啓発を目的とした講演会を委員が実施したもの、外部講師による研修などを委員が受講したものです。

(3) 関係機関への調査・調整活動

■申立て受付件数

〇件

■発意による調査件数

〇件

■調査件数

〇件

■勧告・要請、意見表明件数

〇件

■公表件数

〇件

■調整活動（関係機関への働きかけなどを行ったもの）

6 案件（案件順）

- ・高等学校 1 年生
- ・高等学校 3 年生
- ・小学校 6 年生（関係機関へのモニタリング）
- ・中学校 2 年生
- ・中学校 2 年生
- ・中学校 2 年生

6 相談事例

※プライバシー保護のため、一部変更しています。

◆相談者と学校との調整をサポート委員が行ったケース

【相談者】 当時中学1年 女子生徒 Aさん

【事例の概要】

Aさんと担任教諭の関係について母親より相談。

Aさんは、小学校まで学校に通うことが大好きだったが、中学校に入学後、暗い・辛そうな表情をすることが多くなり登校を渋るようになった。母親はAさんの登校渋りの原因を確かめるため、学校を訪問。そこでAさんと担任教諭の関係が良好でないことを知った。校長に相談したところ様子を見守ることになったため、学校に任せていた。しかし環境は変わらず、Aさんは以前よりもストレスを抱え、暴力的になってしまった。

別日に、学校の行事のため、Aさんと母親で学校を訪問。Aさんは意思疎通が困難で、思いを表現することが出来ないことから、担任教諭と小競り合いになり、担任教諭を激しく拒否した。怒った担任教諭はAさんの肩を掴み、厳しい口調で指導した。

このこと以外にも不信感を持つ行為等があったが、我慢してきた。今回初めて第三者に相談してみようと思い、サポート委員会に来室、相談することになった。

① 初回相談

Aさんと母親が子どもの権利サポート委員会に来室。委員・相談員と面談をし、子どもの権利サポート委員会の制度説明を行った。Aさんの特性に配慮し、今回の相談内容を母親と一緒に確認した。その中で、担任教諭から常に急かされるように声をかけられること、一つ一つの言動に愛情を感じられないなど担任教諭との関係が悪化してしまった原因がいくつか確認できた。母親は、身体接触などの担任教諭の行動について「学校との話し合いも幾度か行っているが、改善されておらず辛い」と思いを語ってくれた。帰り際にAさんに声をかけ、握手をして面談を終えた。

サポート委員が学校に出向き、経緯の聴き取りを行うと同時に今後のAさんへの対応について見解を尋ねることとした。

② 学校訪問において事実確認

学校訪問では事実確認を行い、母が代弁したAさんの状況や思いを伝えた。学校は、Aさんと担任教諭との関係が良好でないこと、そのことで母親の不安が募っていることについては把握していたが、サポート委員会から初めて聞く事実もあった。母親とは話し合いを重ね、相互理解を得ていたつもりでいたが、母親と学校で齟齬があったことを認めた。

今回の訪問を経て、サポート委員会から「Aさん・学校・サポート委員会で、Aさんが安心して登校するためにはどうすれば良いか、母親の抱える不安を軽減する方法などを三者で考えるべき」と提案。学校としても周囲が理解し、寄り添うべきであると考えているため、サポート委員会が提案した三者の話し合いについては同意する意向を示した。

③ 三者でのモニタリング

モニタリングでは、Aさんと母親の思いや状況が学校に伝えられた。学校は、今まで不安に思わせてしまったこと謝罪し、Aさんが頑張れるようサポートしたい、Aさんにとって一番いい方法を一緒に考えたいと母親の意見を受け止めた。

事実確認を行った後、学校から今後の対応について「Aさんと担任を二人きりにしないこと」「三者でのモニタリングを定期的に行うこと」「Aさんの様子や学校の対応について検討すること」などいくつか提案があった。母親、サポート委員会ともに対応について了承し、継続的にAさんを見守っていくこととなった。

④ その後の経過

学校が丁寧な対応を継続して行っていたため、Aさんの登校渋りや欠席はなくなり、明るく振る舞う姿が増えた。また、多くの先生がAさんに対し親身に寄り添っていることから、母親の不安感も解消されていった。最後のモニタリングでは、担任教諭と深く関わる行事も欠席することなく、楽しんで過ごすことができたと母親から報告を受けた。また、Aさんは学校に行くとし、今は安心して学校に通わせることができていると母親から感謝の気持ちが伝えられた。

Aさんの様子や母親と学校の関係が良好であることからモニタリングは終了。モニタリングは計3回実施された。

⑤ 事例を振り返って、サポート委員会として大切にしたこと

今回Aさんの特性に配慮し、親子同席で面談を進めた。本人から話を聞くことが難しい点から母親も「娘が何を望んでいるかは自分にも分からない」と不安を口にすることもあった。本人から話が聞けない状況であったが、サポート委員会では“暗い表情をしている”や“登校を渋っている”という事実をAさんのSOSと解釈し、母親の思いに寄り添いつつ、何がAさんにとって最適であるか考え、対応した。

三者でのモニタリングでは、それぞれの立場からAさんの様子を伝え合う場とし、サポート委員会は中立な立場で話し合いに参加するよう心掛けた。三者が「子どもの最善の利益」について、共に検討したからこそ、当たり前だったAさんの学校生活を取り戻すことができたと考えている。また、学校を訪問した際は、Aさんの様子を確認するため必ず顔を合わせるようにした。Aさんは、今の自分の状況を伝えるかのように、表情豊かに身振り手振りで先生たちと接する姿を見せてくれた。

事例を振り返り、学校や保護者との協働があったからこそ子どもの権利は守られ、心身の健康が保障されたと改めて気づくことができた。

◆相談者と委員または相談員のやりとりの中で解決したケース

相談者 小学生女子 A 子さん（電話相談）

主訴 進路問題 中学受験について

相談内容

私立中学校への進学を目指し進学塾に通っているが、最近、受験を続けることに対してやめたいという気持ちが芽生えている。お父さんに何て言えばいいだろう？

塾通いのため、放課後に仲の良い友人と遊ぶ時間が制限されていること、夏期講習において難しさを感じ、成績が思うように伸びなかったことで落ち込んでいる。入塾当初は、塾の勉強が楽しかったが、時間の経過と共に塾の友人たちが難解な問題を簡単に解いていることを目の当たりにし、自信を失くしている。中学受験に関しては、主に父親と話をし、最後まで諦めずに志望校合格に向けて頑張ること、という事前の約束で入塾となった。

幼児期から音楽に親しみ弦楽器を習っている、楽器の演奏は、自分の得意分野の一つだと言えるものになっている。受験勉強に伴うストレスも、音楽を通じて発散できている。志望校にはオーケストラ部があり、充実した部活動の内容だと知ったので第一志望にした。

幼稚園の2年間でできた友人と、卒園式で別れる時には、とても寂しく、泣いたことを覚えている、小学校の仲良しの友人たちとも、自分が中学受験をすることで、あの時のような別れをまた迎えるのか、寂しい思いをするのかと考えると、友人たちと同じ公立中学に行きたいと思う。

勉強そのものを嫌悪しているわけではなく、塾をやめたい意図もないため、全く勉強をしない生活は考えられない。自分の気持ちの整理がつかず、もどかしさを感じている。

対応・経過

A 子さん自身が、自分の気持ちを整理しようとしつつ、分かりやすく話をしてくれたことを褒めた。「中学受験は友人と遊んだり、ゲームやテレビ、インターネットを楽しんだりする時間が減ってしまうため、子どもにとっては少し辛く感じることもあるかもしれませんがね。ストレスをためて、身体に不調を感じるようになることは避けたいですね、でもお勉強が嫌いではないことや楽器の演奏を通じてストレスを発散出来ていることを聞いて安心しましたよ、今日は、すぐに辞めるかどうかは決定せずに、もう少し塾に通いながら様子を見て、最終的な判断をするのはどうかな？こつこつと努力を積み重ねてお勉強している様子から、努力が実を結んで、成績が上がる時は必ず来ると思いますよ」と投げかけた。中学受験を経ずとも数年後には高校受験が控えている事実があること、中学受験を選択することにより、中高6年間にわたり、部活動や趣味などに充てる時間を十分に確保できる点は、重要なメリットであること。しかしながら、受験を行わずに今の友人と公立中学校に進学することもけっして悪い選択ではなく、A さんがどのような選択を選んだとしても（電話の対応の感じがとても良いこと、相談員に対しても思いやりのある受け答えをする点などを褒め）良好な中学生を送ることができる可能性が高いと思う。両親や塾の先生と相談して、志

望校を複数確保しておいても気持ちが楽になるかもしれないと助言。音楽に関する部活動があるところを中心に探すのも一つ。中学校の段階で今後の人生が完全に決定されるわけではないため、A子さん自身の思いに従い、自由な気持ちで決定することがいいと思う。両親に率直な思いを伝えることを考えてみるのはどうか？

Aさんは「今夜、両親に素直な思いを全部話してみようかな、そしてもう少し塾通いをがんばってみようかなと思います、今日は好きな楽器のレッスンがあるので、楽しんでいます」と述べたため「楽しい音楽の時間を過ごしてください、またいつでも電話をしてくださいね」と伝え電話を終えた。

数日後、Aさんから再度入電があり「この前は、悩みを聞いてくれてありがとうございました。お父さんお母さんにも話をし、自分の中でも考えを整理することができました。両親はわたしの思いを（受験を辞めても、挑戦してもどちらでもいいよ）尊重してくれると言ってくれたけど、気を取り直してやっぱり頑張ってみようと思いました。塾も楽しく行っています。たくさんお話を聞いてくれてありがとうございました」と話してくれた。

丁寧に報告をくれたことに感謝を述べ、A子さんならきっとうまくいくと思うこと、入試の日まで心身の調和図りながら頑張ってもらいたい等、励ましの言葉を伝えることで、Aさんの心を支えた。

相談者 高校生男子 Bくん（来室相談）

主訴 家族関係の悩み

相談内容 母の病気のこと

母が進行性の病気を患っている。医師の診断により根治が不可能であると告げられている。家族で相談し在宅医療を選択している。福祉サービスを最大限で活用しているが、夜間にはBくんが家事や母親のケアを担うことが多い。卒業後の進路として大学進学を検討しているものの、母親の病気に関することが常に気がかりであり、心配ごとが絶えない状態である。

対応・経過

相談者の思いを受容・共感。母親の容態等について、相談者の混乱する思い、悲しみや不安な気持ち、感情を受け止めた。Bくんの家庭内での働きを褒め、夜間の家事の負担などから「プライベートな時間や受験勉強の時間が大きく削られることはありませんか？」と投げかけたところ「大好きな母がいつまでも、生きてくれたらと願っているため、母の世話をさせられているという感覚はないです、父も協力的です」と話してくれた。

相談員から、病気が根治しないことによる、問題の根本的な解決は困難だとしても、Bくんの不安な気持ちを共有することによって、Bくんの心理的な負担やストレスを軽減できるお手伝いがしたいと考えている、安心感を与える役目がで

できれば嬉しく思うと伝えた。

定期的にBくんは子どもの権利サポート委員会を訪ねてくるようになり、母親の病状の一進一退に自分自身が、どう対処しているかを話すことで孤立感を弱め、悲しみの感情を表現し、相談員と共有することによって、不安感を緩和している。

相談者 小学生 Cさん（手紙）

主訴 出前授業について

手紙内容

出前授業に来てくれてありがとうございました。子どもの権利について分かりやすく、楽しく学べてとてもうれしかったです。権利について、知らなかったことを知ることができたこと、知っていたけれどもっと詳しく知れたことが良かったです。また出前授業に来てくれたらうれしいです。そしてお返事もくれるとうれしいです。

対応

「（要旨抜粋）子どもの権利サポート委員会にお手紙を送ってくれてありがとうございました。〇〇小学校では、子どもの権利サポート委員会の先生も、わたしたち相談員も、Cさんやみなさんにお会いできてとてもうれしかったです。Cさんはお手紙に色々な権利を学べてうれしいですと書いてくれていましたね、Cさんが子どもの権利について授業をしっかり聞いてくれたことがよくわかりました、子どもみんなに権利があることを知ってくれてうれしいです。」と返事を書き、Cさんが自身の気持ちを言葉にし、手紙という形で伝えてくれたことに感謝の気持ちを伝えた。

第2章 広報・啓発活動

1 広報・啓発活動一覧

令和6年度 広報啓発活動

取組内容	対象	時期	方法	備考
ダイヤルカード配布	市内の小・中・高等学校（公・私立・県立）・養護学校（計47校）に通う子ども	6月	学校を通じて市内在校全児童生徒に配布	
サポート委員会だよりの発行 小・中（第28号）高（第19号）	市内の小・中・高等学校（公・私立・県立）・養護学校（計47校）に通う子ども	6月	学校を通じて市内在校全児童生徒に配布（ダイヤルカードも併せて配布）	
ふれあいトーク（市主催の市民向け講座）	校区人権啓発推進委員会	6月	校区人権啓発推進委員会より依頼を受け、「子どもの権利」に関する出前講座を実施	子ども家庭支援センターと共同実施
出前講座	宝塚市立小学校の子ども、その他	6月	市内小学校を訪問し、子どもや保護者、教職員へ「子どもの権利」に関する出前講座を実施	
地域イベントでのブース出展	不登校に関わる親子・その他教育の悩みがある人	7月	不登校支援パンフレットの作成を記念したイベントにてブース出展を行い、サポート委員会の紹介、リーフレットやダイヤルカードを配布	
地域イベントでのブース出展	どなたでも	7月	プレミアム宝塚主催の世代間交流イベントにてブース出展を行い、サポート委員会の紹介、リーフレットやダイヤルカードを配布	
研修講師（教育委員会主催研修）	市内小中学校教職員	8月	教育委員会主催の市内小中学校教職員を対象とした夏季研修において、研修講師として「子どもの権利」に関する講義を実施	
サポート委員会だよりの発行 小・中（第29号）高（第20号）	市内の小・中・高等学校（公・私立・県立）・養護学校（計47校）に通う子ども	8月	学校を通じて市内在校全児童生徒に配布（リーフレットも併せて配布）	
愛称募集	市内在住・在学中の子ども	8月～11月	宝塚市子どもの権利サポート委員会の愛称（ニックネーム）を、市内在住・在学中の小・中・高校生から募集し、子どもたちの投票により愛称が決定	11/20（世界子どもの日）に合わせて市公式HPにて公開
活動報告会	一般公開	10月	10/5（土）令和5年度子どもの権利サポート委員会活動報告会「こどもとともにゆらぎ あゆみ 未来（あす）へつなぐ」を実施	
表彰式（愛称募集）	山手台小学校の児童	12月	8～11月で募集した宝塚市子どもの権利サポート委員会の愛称募集の当選者に対する表彰式の実施	
SNSでのPR活動	どなたでも	1月	市公式Instagram・noteを用いた子どもの権利サポート委員会のPR動画・記事の配信	
啓発グッズの配布（クリアファイル）	市内の公・私立小学校・養護学校（計27校）に通う小学3年生の子ども	1月	学校を通じて対象児童生徒に配布	
手紙フォームの配布	市内の公・私立小学校・養護学校（計27校）に通う小学3年生の子ども	1月	学校を通じて児童生徒に配布（クリアファイルに挟み込んで対象者に配布）	
啓発グッズの配布（赤シャープペン）	市内の公・私立小・中学校（計40校）に通う小学6年生及び中学3年生の子ども	1月	学校を通じて対象児童生徒に配布	
サポート委員会だよりの発行 小・中（第30号）	市内の公・私立小・中学校・養護学校（計41校）に通う子ども	1月	学校を通じて市内在校全児童生徒に配布	
宝塚市大型児童センター運営委員会委員	令和6年度宝塚市大型児童センター運営委員会	通年	R6年度大型児童センター運営委員会より依頼を受け、サポート委員会より1名の委員を派遣	運営委員会は年に3回実施
リーフレット、ダイヤルカード	市内施設への設置依頼	年中	市内各公共施設へ設置	
手紙フォーム	市内施設への設置依頼	年中	市内各公共施設へ設置	
広報紙へ掲載	一般公開	年中	広報紙へ掲載（相談窓口一覧）	
HP掲載	一般公開	年中	随時情報を更新（子どもの権利サポート委員会について）	
Facebook	一般公開	年中	随時情報を更新（子どもの権利サポート委員会について）	2017年4月から開始

今後も継続した広報、啓発活動を行っていきます。

2 配布物

◆周知用ダイヤルカード

(小学生への配布 ・ 公共機関設置)

こんなとき…話してね。

ちょっと話したい
困った、おこられた
いじめにあった
友達とけんかした
しんどい、つらい
どうしよう…

**お電話でも来てくれてもいいよ！
何でも話してね。
子どもの気持ちを大切にします。**

相談電話(無料) **0120-931-170**
秘密・金銭無料

ひみつはまもります

宝塚市 子どもの権利サポート委員会
(子どもの悩み相談)

どんなお話でもいいよ

あいている日と時間
月～金曜日 13時～19時
土曜日、第1・3火曜日 10時～17時
年末年始、日・祝日はお休みです。



フレミア宝塚2階 (売布東の町12-8)

(中学生・高校生への配布)

あなたの気持ちを大切にします

友だち、学校、家族、進路のことで、
不安だ、困ったなあ、いやだなあ、
友だちが悩んでいて心配だな、
どうしたらいいかわからない、
だれにも言えない…

こんなとき相談してね！

**お話ししてみませんか？
待っています**

電話 来所 手紙

宝塚市
子どもの権利サポート委員会(子どもの悩み相談)

**秘密は守ります
お金はかかりません**

宝塚市 子どもの権利サポート委員会

● 電話相談 **0120-931-170**
月～金曜日 13時～19時
土曜日、第1・3火曜日 10時～17時
(日祝・年末年始休み)

● 来所相談
場所：フレミア宝塚2階
阪急電鉄売布神社・中山駅西口から歩いて10分。
阪急バス福祉コミュニティプラザ前下車すぐ。
1階受付で「相談に来た」と伝えてください。

● 手紙相談(手紙に書いて送ってね)
お返事希望の場合は住所と名前を書いてね
〒665-0867
宝塚市売布東の町12番8号フレミア宝塚2階
宝塚市子どもの権利サポート委員会 まで

秘密は守ります

◆周知用ポスター

宝塚市
子どもの権利サポート委員会

相談を聴く
子ども会に
来ても大丈夫だよ

一緒に考える
ひみつは守るよ！
話し合い（じっく）
きくよ

調べる・助ける
解決に向けて関係
する人に協力・協力
してもらおうよ！

解決

ほっとできるように一緒に考えてみませんか？

受付方法：電話、来所
受付時間：月～金曜日 13時～19時
土曜日 10時～17時
ただし、第1・3火曜日は10時～17時
年末年始、日・祝日はお休みです。

場所：プレミア宝塚2階
〒655 0857 宝塚市売方東の町12番6号

0120-931-170

宝塚市ホームページ
<http://www.city.takarazaka.hyogo.jp/>

お問い合わせ
宝塚市子どもの権利サポート委員会事務局
TEL 0797-91-2001

◆周知用リーフレット

宝塚市
子どもの権利サポート委員会とは

「宝塚市子どもの権利サポート委員会」は、宝塚市子どもの権利サポート委員会条例により、行政機関からの独立性が確保され子どもの権利救済を図るために設置された第三者的に子どもに寄り添う専門機関です。

宝塚市内在住・在学・在勤の18歳未満の子ども及び18歳未満の子どもが通学等できる施設(高等学校、高等専門学校等)に通う19歳までの者を対象とし、子どもの気持ちを早期に受け止め、相談に応じるだけでなく、子どもの最善の利益を実現していくことを目的とし、関係機関との調整を行ったり、救済の申立て等により、調査したり、関係機関への協力や改善を求めています。子ども自身が本来持っている力を十分に発揮できるよう、問題解決に向けた支援を行います。



子どもの権利サポート委員会
気軽に
入ってきてね。

相談するには？

電話をする
0120-931-170
携帯・公衆電話からも無料です

会って話をする
直接相談室に来てください。
あなたの近くに出かけて行くこともできます。

手紙を書く
手紙での相談は下記住所まで送ってください。
(くわしくはホームページにて)

対象となる人
○宝塚市内在住・在学・在勤の18歳未満の子ども
○18歳未満の子どもが通学等できる高校等に通う19歳までの人
○子どもの相談はどなたからでもできます

相談できる曜日と時間
月曜～金曜：早1時から夜7時まで
土曜と第1・3火曜：朝10時から夕方5時まで
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

場所
プレミア宝塚2階
〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号
阪急電鉄売布神社・中山観音駅から徒歩10分
阪急バス福祉コミュニティプラザ前下車すぐ



だから宝塚市
子どもの権利サポート委員会



相談電話(無料)
携帯・公衆電話OK
0120-931-170

宝塚市子どもの権利サポート委員会 検索



ひとり 一人でも抱えないで、何でもお話ししてね！

子どもの権利サポート委員会
相談専用電話(無料)
0120-931-170
子どもの気持ちを一番大切にします。
直接相談室にも来てくださーいね。

こんなとき…

- ちょっと話したい。聞いてほしい。
- つらい、苦しい、困った、助けて。
- いじめられている。
- どうしたらいいかわからない。
- だれにも言えない。

相談はどなたからでもできます

自分のことではなく
友だちのことでも大丈夫です



子どもの権利サポート委員会

話してね

- 自分のこと
- 家族のこと
- 友だちのこと
- 学校のこと
- バイト先のことなど…

うまく話せなくてもいいよ。
どんなことでも話してね。

いっしょに考える

- あなたの気持ちをじっくり聴きます。
- あなたにとって一番よい方法をいっしょに考えていきます。

解決

- 元気になった
- どうすればいいかわかった
- ぼつとした
- 安心した、もう大丈夫

困ったことがあれば、何度でも相談できます。
相談が終わっても、必要があれば関係する人たちの見守り支援をお願いできます。

勧告・意見表明・要請

● 必要な場合は協力してもらい、関係する人に、こうなればもっとよくなる等、改善を求めることができます。

調べる・協力を依頼する

● あなたといっしょに考えたことを、関係する人に話を聞いたりして、解決に向けて協力を依頼できます。あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。

◆啓発グッズ

①小学3年生 クリアファイル



②小学6年生、中学3年生 赤ボールペン



◆子どもの権利サポート委員会だより




こ けんり いいんかい 子どもの権利サポート委員会だより

～2024年6月発行 第28号～小学校低学年版

みなさん、こんにちは。1年生のみなさんは、「はじめまして♪こんにちは」ですね。
新しい学校や、学年になって、2か月がすぎましたね。

クラスのおともだちの名前は、おぼえましたか？新しい先生や、新しい時間わりや、お勉強にも、なれましたか？

楽しいきもちにもなるけれど、なんだか心配になったり、悲しいきもちになるなあと
いうときもあるかもしれません。

「どうしたらいいかわからないよ～」というときは、「子どもの権利サポート委員会」
に、お話しくださいね。電話でも、フレミラ宝塚にきてくれても、いいですよ。
待っていますね。



おてがみを
かいてくれても
いいですよ♪
おへんじ
かきますね♪

**ひみつは
まもりま**

0120-931-170

月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日 10時～17時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階
子どもの権利サポート委員会（来所もOKです）

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は“子ども”であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話を聴きたいということをお伝えしています。




こ けんり いいんかい 子どもの権利サポート委員会だより

～2024年9月発行 第29号～小学校低学年版

長かったような、短かったような夏休みが終わりました。「久しぶりの学校でドキドキするなあ、不安だなあ」と思うことがあったら、「子どもの権利サポート委員会」にお話しくださいね♪

**あいしょう
愛称(ニックネーム)**

**ほしゅう
を募集します！！**

【対象】宝塚市在住の子ども・宝塚市の学校に通う子ども
【応募締切】2024年9月20日（金）
【応募方法】応募用紙を学校、児童館、フレミラ宝塚に置いてある封筒に入れて下さい。または裏面の二次元コードから応募して下さい。
【問い合わせ】宝塚市子どもの権利サポート委員会

宝塚市子どもの権利サポート委員会は、今年で10周年を迎えます。
「子どもにとって1番良い方法を！」という委員会の大切に行っていることをみんなに伝えられる、呼びやすい「ニックネーム」を募集します。
選ばれた作品は、「ニックネーム」として採用するほか、景品として図書カードと子どもの権利サポート委員会グッズをプレゼント！！
応募方法は、学校、児童館、フレミラ宝塚に置いてある封筒に応募用紙を入れて下さい。
みなさんのご応募をお待ちしています。

**ひみつは
まもりま**

0120-931-170

月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日 10時～17時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階
子どもの権利サポート委員会（来所もOKです）

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は“子ども”であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話を聴きたいということをお伝えしています。

きりとせけん			
お名前	学年	年 組	学校名
ニックネーム			
理由			



こ けんりさぽーと いんかい 子どもの権利サポート委員会だより

～2025年1月発行 第30号 たかラッコクラブ誕生記念～
小学校1,2年生版



あ 明けましておめでとうございます！！あっといいう間に冬休みが終わりましたね。みなさんはどんな冬休みを過ごしましたか？もし困ったこと、聞いてほしいことがあったら、ひとりでなやまず、子どもの権利サポート委員会にお話してくださいね。

【お話をはじめるときの言葉】

～わかってほしい気持ちを伝える～

みなさんは、お話をはじめるとき、どんな言葉からはじめていますか？
おうちの人やともだちに気持ちを伝えるときは、分かりやすく伝えたいですよ。

たとえば、

- お話を聞いてほしいとき
- 「ちょっと聞いてほしいことがあるんだけど、」
- イヤなことがあったとき
- 「今日、イヤなことがあったんだけど、聞いてくれる？」

わかってほしいこと、伝えたいことがあるときには、つかってみてください！

愛称が決まりました！！

子どもの権利サポート委員会10周年を記念して、「愛称（ニックネーム）」を募集しておりました。宝塚市に住む子どもたちからの投票の結果、ついに決まりました！！

愛称（ニックネーム）：『たかラッコクラブ』
名付け親：野瀬 理功さん
由来：ラッコは眠るとき、波に流されてはぐれないよう、仲間と手をつないで寝ます。ラッコのように“人”人としっかり手をつなげるよう願いをこめました。

子どもの権利サポート委員会にピッタリな愛称（ニックネーム）をつけていただき、ありがとうございます。

これから、たくさんの場面で『たかラッコクラブ』と呼んでくれたらとてもうれしいです（＾＾）



ひみつは
まもります

☎ 0120-931-170

住所：〒665-0867

月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日 10時～17時
宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階
子どもの権利サポート委員会（来所も OK です）

※保護者の方等の相談も受け付けていますが、解決の主体は“子ども”であることを説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聴きしたいということをお伝えしています。



こ けんりさぽーと いんかい 子どもの権利サポート委員会だより

～2025年1月発行 第30号 たかラッコクラブ誕生記念～
小学校3年生版



あ 明けましておめでとうございます！！あっといいう間に冬休みが終わりましたね。みなさんはどんな冬休みを過ごしましたか？もし困ったこと、聞いてほしいことがあったら、ひとりでなやまず、子どもの権利サポート委員会にお話してくださいね。

愛称が決まりました！！

子どもの権利サポート委員会10周年を記念して、「愛称（ニックネーム）」を募集しておりました。宝塚市に住む子どもたちからの投票の結果、ついに決まりました！！

愛称（ニックネーム）：『たかラッコクラブ』
名付け親：野瀬 理功さん
由来：ラッコは眠るとき、波に流されてはぐれないよう、仲間と手をつないで寝ます。ラッコのように“人”人としっかり手をつなげるよう願いをこめました。

素敵な愛称（ニックネーム）をつけていただき、ありがとうございます。

これから、たくさんの場面で『たかラッコクラブ』と呼んで、親しみをもっていただけたらとてもうれしいです（＾＾）

【お話をはじめるときの言葉】

～わかってほしい気持ちを伝える～

みなさんは、お話をはじめるとき、どんな言葉からはじめていますか？
おうちの人やともだちに気持ちを伝えるときは、分かりやすく伝えたいですよ。

たとえば、

- お話を聞いてほしいとき
- 「ちょっと聞いてほしいことがあるんだけど、」
- イヤなことがあったとき
- 「今日、イヤなことがあったんだけど、聞いてくれる？」

わかってほしいこと、伝えたいことがあるときには、つかってみてください！



クリアファイルをお配りしていますので、よかったら使ってくださいね。中には相談専用の電話番号が書いてあります。お手紙でも相談を受け付けていますよ。

ひみつは
まもります

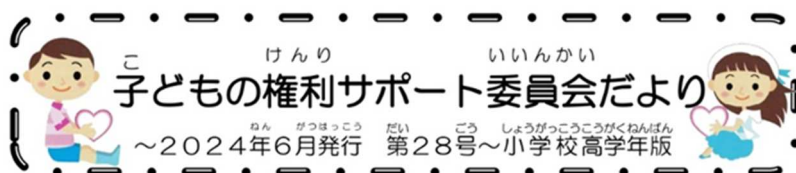
☎ 0120-931-170

住所：〒665-0867

月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日 10時～17時
宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階
子どもの権利サポート委員会（来所も OK です）

※保護者の方等の相談も受け付けていますが、解決の主体は“子ども”であることを説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聴きしたいということをお伝えしています。





みなさん、こんにちは。新しい学年になって2か月が過ぎましたね。

新しいクラスのお友だちや、新しい先生との出会いがあって、ワクワクする気持ちと、少しきんちょうした気持ちで過ごしてきたかもしれませんね。もしかしたら「少しつかれちゃった」「なんだか心配なことも出てきちゃった」ということもあるかもしれません。

そんな時には、子どもの権利サポート委員会に、お話してみませんか？お友だちとけんかしちゃった、学校に行くのがしんどいなあとか、おうちの人が、病気になるって心配なんだ・・・とか、なんでもお話してください。

うまくいく作戦をいっしょに考えていきましょうね。



お手紙で書いてくれてもいいですよ
おへんじ書きますね♪

きゆうさい いーなまる
月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日10時～17時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)
住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階
子どもの権利サポート委員会（来所もOKです）

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は“子ども”であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聴きしたいということをお伝えしています。



長かったような、短かったような夏休みが終わりました。「久しぶりの学校で緊張するな...、不安だな...」と思うことがあったら、“子どもの権利サポート委員会”にお話して下さい♪

あいしょう 愛称(ニックネーム)

詳しく
を募集します！！

- 【対象】宝塚市在住の子ども・宝塚市の学校に通う子ども
【応募締切】2024年9月20日（金）
【応募方法】応募用紙を学校、児童館、フレミラ宝塚に置いてある封筒に入れて下さい。または裏面の二次元コードから応募して下さい。
【問い合わせ】宝塚市子どもの権利サポート委員会

宝塚市子どもの権利サポート委員会は、今年で10周年を迎えます。
「子どもにとって1番良い方法を！」という委員会の大切に行っていることをみんなに伝えられる、呼びやすい「ニックネーム」を募集します。
選ばれた作品は、「ニックネーム」として採用するほか、景品として図書カードと子どもの権利サポート委員会グッズをプレゼント！！
応募方法は、学校、児童館、フレミラ宝塚に置いてある封筒（箱）に応募用紙を入れて下さい。
あるいは、裏面の二次元コードを読み込んで下さい。
みなさんのご応募をお待ちしています。

ひみつは
まもります

きゆうさい いーなまる
0120-931-170
月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日10時～17時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)
住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階
子どもの権利サポート委員会（来所もOKです）

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は“子ども”であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聴きしたいということをお伝えしています。

切り取り線			
お名前	学年	年 組	学校名
ニックネーム			
理由			



こ け ん り さ ぽ - と い い ん かい 子どもの権利サポート委員会だより

～2025年1月発行 第30号 たかラッコクラブ誕生記念～
小学校4.5年生版



明けましておめでとうございます!! あっという間に冬休みが終わりましたね。みなさんはどんな冬休みを過ごしましたか? もし、困ったこと、聞いてほしいことがあったら、いつでも子どもの権利サポート委員会にお話してくださいね。解決する方法をいっしょに考えましょう。お手紙でも、直接会いに来てくれてもいいですよ。



【お話を始めるときの言葉】

～わかってほしい気持ちを伝える～

みなさんは、お話を始めるとき、どんな言葉からはじめていますか?
相手の人に気持ちを伝えるときは、できるだけ分かりやすく伝えたいですね。

- たとえば、...
- お話を聞いてほしいとき
「ちょっと聞いてほしいことがあるんだけど...」
 - イヤなことがあったとき
「今日、イヤなことがあったんだけど、聞いてくれる?」
 - 相手の意見を聞きたいとき
「できたら、教えてほしいんだけど...」

だれかにわかってほしいこと、伝えたいことがあるときには、試してみてください♪

愛称が決まりました!!

子どもの権利サポート委員会10周年を記念して、「愛称(ニックネーム)」を募集しておりました。宝塚市に住む子どもたちからの投票の結果、ついに決定しました!!

愛称(ニックネーム):『たかラッコクラブ』
名付け親:野瀬 理功さん
由来:ラッコは眠るとき、波に流されてはぐれないよう、仲間と手をつないで寝ます。ラッコのように「人一人」としっかり手をつなげるよう願いをこめました。

子どもの権利サポート委員会を表す、素敵な愛称(ニックネーム)をつけていただき、ありがとうございます。

これから、たくさんの場面で『たかラッコクラブ』と呼んで、親しみをもっていただけたらとてもうれしいです(^^)



ひみつは
まもります

☎ 0120-931-170

住所:〒665-0867

月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階
子どもの権利サポート委員会(来所もOKです)

※保護者の方等のご相談も受け付けていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聴きしたいということをお伝えしています。



こ け ん り さ ぽ - と い い ん かい 子どもの権利サポート委員会だより

～2025年1月発行 第30号 たかラッコクラブ誕生記念～
小学校6年生版



明けましておめでとうございます!! あっという間に冬休みが終わりましたね。みなさんはどんな冬休みを過ごしましたか? もし、困ったこと、聞いてほしいことがあったら、いつでも子どもの権利サポート委員会にお話してくださいね。解決する方法をいっしょに考えましょう。お手紙でも、直接会いに来てくれてもいいですよ。



【お話を始めるときの言葉】

～わかってほしい気持ちを伝える～

みなさんは、お話を始めるとき、どんな言葉からはじめていますか?
相手の人に気持ちを伝えるときは、できるだけ分かりやすく伝えたいですね。

- たとえば、...
- お話を聞いてほしいとき
「ちょっと聞いてほしいことがあるんだけど...」
 - イヤなことがあったとき
「今日、イヤなことがあったんだけど、聞いてくれる?」
 - 相手の意見を聞きたいとき
「できたら、教えてほしいんだけど...」

だれかにわかってほしいこと、伝えたいことがあるときには、試してみてください♪

愛称が決まりました!!

子どもの権利サポート委員会10周年を記念して、「愛称(ニックネーム)」を募集しておりました。宝塚市に住む子どもたちからの投票の結果、ついに決定しました!!

愛称(ニックネーム):『たかラッコクラブ』
名付け親:野瀬 理功さん
由来:ラッコは眠るとき、波に流されてはぐれないよう、仲間と手をつないで寝ます。ラッコのように「人一人」としっかり手をつなげるよう願いをこめました。

子どもの権利サポート委員会を表す、素敵な愛称(ニックネーム)をつけていただき、ありがとうございます。

これから、たくさんの場面で『たかラッコクラブ』と呼んで、親しみをもっていただけたらとてもうれしいです(^^)



★ 6年生のみなさんにはボールペンをお配りしています ★

ひみつは
まもります

☎ 0120-931-170

住所:〒665-0867

月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階
子どもの権利サポート委員会(来所もOKです)

※保護者の方等のご相談も受け付けていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聴きしたいということをお伝えしています。





みなさん、こんにちは。

1年生のみなさんは、「はじめまして」こんにちはですね。

新しい学校や、学年になって、2か月がすぎましたね。新しい先生や、新しい時間わりや、勉強にもなれましたか？

楽しいきもちにもなるけれど、心配なことがあったり、からだがかんじどったり、悲しいきもちになるなあというときもあるかもしれません。

「どうしたらいいかわからないよ〜」というときは、「子どもの権利サポート委員会」にお話してくださいね。

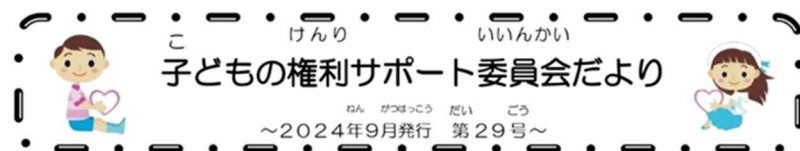
電話でもお話できますし、来てくれてもいいですよ。待っていますね。



ひみつは まもります

きゆうさい いーなまる げつ きんようび 13時~19時
 0120-931-170 土曜日 第1・3火曜日 10時~17時
 (日曜・祝日・年末年始はお休みです)
 住所: 〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階
 子どもの権利サポート委員会 (来所もOKです)

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は“子ども”であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。



長かったような、短かったような夏休みが終わりました。「久しぶりの学校でドキドキするなあ、不安だなあ」と思うことがあったら、“子どもの権利サポート委員会”にお話して下さいね♪

あいしょう 愛称(ニックネーム) 募集します!!

- 【対象】宝塚市在住の子ども・宝塚市の学校に通う子ども
 【応募締切】2024年9月20日(金)
 【応募方法】応募用紙を学校、児童館、フレミラ宝塚に置いてある封筒に入れて下さい。または裏面の二次元コードから応募して下さい。
 【問い合わせ】宝塚市子どもの権利サポート委員会

宝塚市子どもの権利サポート委員会は、今年で10周年を迎えます。

〈子どもにとって1番良い方法を！〉という委員会の大切にしていることをみんなに伝えられる、呼びやすい「ニックネーム」を募集します。

選ばれた作品は、「ニックネーム」として採用するほか、景品として図書カードと子どもの権利サポート委員会グッズをプレゼント!!

応募方法は、学校、児童館、フレミラ宝塚に置いてある封筒に応募用紙を入れて下さい。
 みなさんのご応募をお待ちしています☺

**ひみつは
まもります**

きゆうさい いーなまる げつ きんようび 13時~19時
 0120-931-170 土曜日 第1・3火曜日 10時~17時
 (日曜・祝日・年末年始はお休みです)
 住所: 〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階
 子どもの権利サポート委員会 (来所もOKです)

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は“子ども”であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。

切り取り線

お名前	学年	年 組	学校名
ニックネーム			
理由			



こ け ん り さ ぽ う と い い ん か い 子どもの権利サポート委員会だより



～2025年1月発行 第30号 だかラッコクラブ誕生記念～
養護学校版

あ 明けてましておめでとうございます！！あっという間に冬休みが終わりましたね。みなさんはど
な冬休みを過ごしましたか？もし困ったこと、聞いてほしいことがあったら、ひとりでなやまず、
子どもの権利サポート委員会にお話してくださいね。

愛称が決まりました！！

子どもの権利サポート委員会10周年を記念
して、「愛称（ニックネーム）」を募集してお
りました。宝塚市に住む子どもたちからの投票の
結果、ついに決まりました！！

愛称（ニックネーム）：『だかラッコクラブ』
名付け親：野瀬 理功さん
由来：ラッコは眠るとき、波に流されてはぐれな
いよう、仲間と手をつないで寝ます。
ラッコのように一人一人としっかり手をつ
なげるよう願いをこめました。

素敵な愛称（ニックネーム）をつけていた
だき、ありがとうございます。

これから、たくさんの場面で『だかラッコ
クラブ』と呼んで、親しみをもっていただ
けたらとてもうれしいです（＾＾）



【お話をはじめるときの言葉】

～わかってほしい気持ちを伝える～

みなさんは、お話をはじめるとき、どんな言葉か
らはじめていますか？
おうちの人やともだちに気持ちを伝えるときは、分
かりやすく伝えたいですね。

たとえば、
○お話を聞いてほしいとき
「ちょっと聞いてほしいことがあるんだけど、...」
○イヤなことがあったとき
「今日、イヤなことがあったんだけど、聞いてく
れる？」

わかってほしいこと、伝えたいことがあるときに
は、つかってみてください！



クリアファイルをお配りしていますので、よかったら使ってくださいね。中には
相談専用の電話番号が書いてあります。お手紙でも相談を受け付けていますよ。

ひみつは
まもります

☎ 0120-931-170

月～金曜日 13時～19時

土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

住所：〒665-0867

宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階

子どもの権利サポート委員会（来所も OK です）

※保護者の方等のご相談も受け付けていますが、解決の主体は“子ども”であることをご説明し、
サポート委員会が直接子どもの話をお聴きしたいということをお伝えしています。



子どもの権利サポート委員会だより

～2024年6月発行第28号～中学生版

みなさんこんにちは。新しい学校や、新しい学年になって2か月が過ぎました。新しい環境で、緊張や不安で過ごしていた分、お疲れが出るころではないでしょうか？「そのとおり・・・少し疲れちゃった」という人は、子どもの権利サポート委員会に、お話してみませんか？

お友だち関係や、ラントラブルのこと、部活のこと、高校受験のこと、家族のことで心配なことがある・・・など、どんなことでもお話してください。

しっかりお話をお聴きしたいと思っています。

名前や学校名は言わなくても大丈夫です。

秘密はぜったいに守ります。

少しお話するだけでも、気持ちは楽になるかもしれません。

一緒に解決方法を考えてみませんか？



来所もOKです

●**無料電話相談 0120-931-170** 月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日10時～17時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

●**お手紙相談送付先** 〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミア宝塚2階
子どもの権利サポート委員会 宛

ひみつは守ります

※お返事希望の場合は住所と名前を書いてください！

※保護者の方等の相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聴きたいということをお伝えしています。

子どもの権利サポート委員会だより

～2024年9月発行 第29号～ 中学生版

サポート委員会の「ニックネーム(愛称)」を募集します

宝塚市子どもの権利サポート委員会は、10周年を迎えました。10周年を記念して、子どもの権利サポート委員会のニックネームを募集します。子どもたちの気持ちに寄り添い、「あなたにとって一番よい方法を考えよう！」という子どもの権利サポート委員会のモットーをふまえた、親しみやすく、呼びやすい「ニックネーム」をお待ちしています。

最優秀作品は、宝塚市子どもの権利サポート委員会の「ニックネーム」として採用させていただきます。副賞として図書カードと、子どもの権利サポート委員会グッズを差し上げます。

応募期間内にぜひ応募してくださいね。

★対象：宝塚市在住の子ども、宝塚市の学校に通う子ども

★応募〆切り：2024年9月20日(金)

★応募方法：詳しくは裏面をご覧ください

★応募先・問い合わせ：子どもの権利サポート委員会



新学期、「登校が辛い」「しんどいし、心も不安定・・・」という声をききます。

つらい時は、誰でもいいから話をしてみてください。

また、元気がない友だちがいいたら積極的に声をかけてあげてくださいね。

サポート委員会の相談電話も活用してください。不安や悩みを、ていねいにお聴きします。

きゆうさい いーなまる 月～金曜日 13時～19時
0120-931-170 土曜日 第1・3火曜日10時～17時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです) 〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミア宝塚2階
お手紙あて先 子どもの権利サポート委員会
お返事希望の場合は住所と名前を書いてください！

ひみつは
まもります

(応募用紙)

お名前	学年	年 組	学校名
ニックネーム			
理由・由来			

子どもの権利サポート委員会だより

～2025年1月発行 第30号 たかラッコクラブ誕生記念～
中学1,2年生版



★愛称は、「たかラッコクラブ」に決定しました！★

子どもの権利サポート委員会の愛称(ニックネーム)は、山手台小学校4年生の野瀬 理功(りく)さんが考えてくれた「たかラッコクラブ」に決めました。

名前の由来は「ラッコは眠るとき波に流されてはぐれないよう、仲間と手をつないで寝ます。だから、ラッコのように一人一人としっかり手をつなげるようお願いをこめました。あと、宝塚の「宝」を使っています。」です。たくさんのご応募、そして愛称募集に協力してくれたみなさん、本当にありがとうございました。

今後、サポート委員会では、「たかラッコクラブ」という愛称をどんどん広めていきたいです。みなさんが、「たかラッコクラブ」に親しみ、気軽に話をしてくだらいいと思います。

ひとりで悩まずどんなことでも相談してください。

2025年がスタートしましたね。みなさんはどんな年にしたいですか？

新しい年に希望を抱く人がいる一方で、寒い冬、新学期になり、「登校がづらい」「しんどいし、心も不安定・・・」と思う人もいることでしょう。

「たかラッコクラブ」では、あなたの不安や悩みを、ていねいにお聴きし、あなたと一緒にどうすればいいかを考えます。

あなたが困っている時、力になりたいと思っています。

どんなにささいなことでもいいので、相談してくださいね。

2025年、「たかラッコクラブ」は、みなさんとお話ができる年にしていきたいです。

きゆうさい いーなまる げつ きんようび 13じ～19じ
0120-931-170 月～金曜日 13時～19時
（日曜・祝日・年末年始はお休みです） 土曜日 第1・3火曜日10時～17時

相談は無料

住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階
子どもの権利サポート委員会

※お返事希望の場合は住所と名前を書いてね！

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話を聴きたいということをお伝えしています。

子どもの権利サポート委員会だより

～2025年1月発行 第30号 たかラッコクラブ誕生記念～
中学3年生版



★愛称は、「たかラッコクラブ」に決定しました！★

子どもの権利サポート委員会の愛称(ニックネーム)は、山手台小学校4年生の野瀬 理功(りく)さんが考えてくれた「たかラッコクラブ」に決めました。

名前の由来は「ラッコは眠るとき波に流されてはぐれないよう、仲間と手をつないで寝ます。だから、ラッコのように一人一人としっかり手をつなげるようお願いをこめました。あと、宝塚の「宝」を使っています。」です。たくさんのご応募、そして愛称募集に協力してくれたみなさん、本当にありがとうございました。

今後、サポート委員会では、「たかラッコクラブ」という愛称をどんどん広めていきたいです。みなさんが、「たかラッコクラブ」に親しみ、気軽に話をしてくだらいいと思います。

ひとりで悩まずどんなことでも相談してください。

2025年がスタートしましたね。みなさんはどんな年にしたいですか？ 新しい年に希望を抱く人がいる一方で、寒い冬、新学期になり、「登校がづらい」「しんどいし、心も不安定・・・」と思う人もいることでしょう。「たかラッコクラブ」では、あなたの不安や悩みを、ていねいにお聴きし、あなたと一緒にどうすればいいかを考えます。あなたが困っている時、力になりたいと思っています。どんなにささいなことでもいいので、相談してくださいね。2025年、「たかラッコクラブ」は、みなさんとお話ができる年にしていきたいです。

おたよりと一緒に、赤ボールペンを配布します。ぜひ使って手元に置いてください。
中学を卒業した後、18歳未満の方、19歳までの高校生が利用できます。

きゆうさい いーなまる げつ きんようび 13じ～19じ
0120-931-170 月～金曜日 13時～19時
（日曜・祝日・年末年始はお休みです） 土曜日 第1・3火曜日10時～17時

相談は無料

住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階
子どもの権利サポート委員会

※お返事希望の場合は住所と名前を書いてね！

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話を聴きたいということをお伝えしています。

子どもの権利サポート委員会だより

(子どもの悩み相談 ※秘密は絶対に守ります☆彡)

～2024年6月発行 第19号～ 高校生版

みなさん、こんにちは。新しい学校や、新しい学年になって2か月が過ぎました。お元気にお過ごしですか？新しい人間関係、テスト勉強、本格的な部活動の始まりもあって、もしかしたら疲れも出てくる頃かもしれません。心のテンションも高めに過ごしていた分、反動がきた人もおられるかもしれませんね。少ししんどいな、誰かに話を聞いてもらいたいなと思われた時、子どもの権利サポート委員会に相談してくださいね。

LINEトラブルやお友達とのこと、成績のこと、部活のこと、家族のこと、卒業後の進路のこと等どんなことでも話してください。しっかりお話をお聴きしたいと思っています。

気持ちをほさすだけでも、心がすこし楽になるかもしれません。

名前や学校名は言わなくても大丈夫です。

一緒に解決策を考えていきませんか？



宝塚市のHP や子ども向け公式HP < たらづか KIDS(キッズ) >

<フェイスブック>でサポート委員会を紹介しています。

「どんなところか分からないので相談しにくい…」と思ったら

事前にチェックしてみてください。サポート委員会の写真など掲載しています。

きゆうさい いーなまる
☎120-931-170 月～金曜日 13時～19時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

住所: 〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階

相談は無料

お手紙あて先

子どもの権利サポート委員会

※お返事希望の場合は住所と名前を書いてね！

※保護者の芳名のご相談もお受けしていますが、解決の注目は「子ども」であることをご説明し、

サポート委員会が直接子どもの話をお聴きしたいということをお伝えしています。



子どもの権利サポート委員会だより

(子どもの悩み相談 ※秘密は絶対に守ります☆彡)

～2024年9月発行 第20号～ 高校生版

サポート委員会の「ニックネーム(愛称)」を募集します

宝塚市子どもの権利サポート委員会は、子どもたちの気持ちに寄り添う場所…。このたび、10周年を記念して、

子どもの権利サポート委員会のニックネームを募集します。

「あなたにとって一番よい方法を考えよう！」という子どもの権利サポート委員会のモットーをふまえた、親しみやすく呼びやすい「ニックネーム」をお待ちしています。最優秀作品は、宝塚市子どもの権利サポート委員会の「ニックネーム」として採用させていただくほか、副賞として図書カードと、子どもの権利サポート委員会グッズを差し上げます。応募期間内にぜひご応募ください。

◆対象: 宝塚市在住の子ども、宝塚市の学校に通う子ども

◆応募〆切り: 2024年9月20日(金曜日)

◆応募方法: 裏面に詳細説明あり

◆応募先・問い合わせ: 宝塚市子どもの権利サポート委員会

募集中!



新学期、「登校がつらい」「体調不良だし、
こころも不安定」という声が増加します。

9月初めは特に、若者の自殺が一番多いと言われています。つらい時、誰でもいいから話をしてみてください、また元気がない友達がいたら積極的に声をかけてあげてほしい。サポート委員会の相談電話も活用してほしいです。不安や悩みを、ていねいにお聴きしたいと思います。

きゆうさい いーなまる
☎0120-931-170 月～金曜日 13時～19時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

住所: 〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階
子どもの権利サポート委員会

(応募用紙)

お名前	学年	年 組	学校名
ニックネーム			
理由・由来			

3 活動報告会

◇令和5年度活動報告会

令和6年10月5日(土)開催

○「令和5年度宝塚市子どもの権利サポート委員会活動報告」

委員長 吉田 祐一郎

宝塚市子どもの権利サポート相談員

○「講演」

『こどもの権利が保障される地域をめざして』

～こどもの権利について学びあう文化をつくる～

講師：金澤 ますみ 氏

(桃山学院大学社会学部ソーシャルデザイン学科 准教授)



宝塚市
子どもの権利サポート委員会
活動報告会

こどもとともに
ゆらぎ あゆみ
未来(あす)へつなぐ

令和6年
10/5(土) 13時～15時
(開場12時30分)

場所：フレミラ宝塚 3階会議室
(宝塚市中央区の町12-4)

定員50名 (先着順/事前申込可)

入場 無料

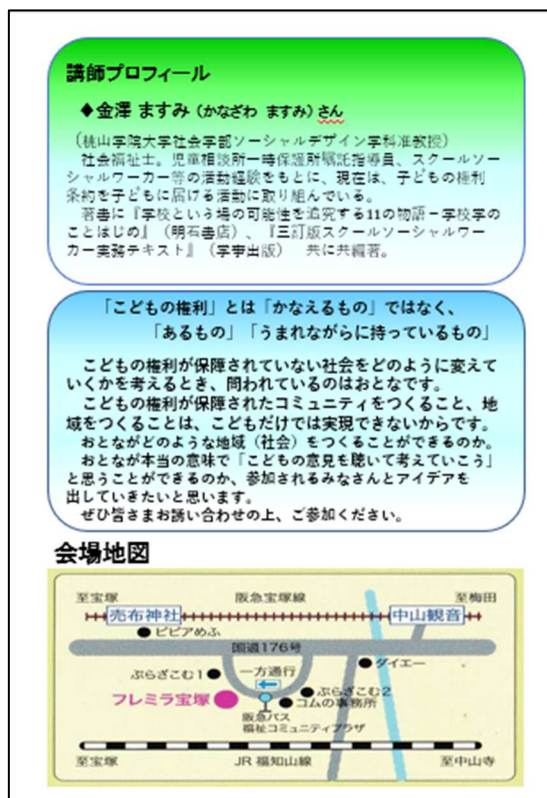
【基調講演】
『こどもの権利が保障される地域をめざして』
～こどもの権利について学びあう文化をつくる～

【講師】
金澤 ますみ さん
(桃山学院大学社会学部ソーシャルデザイン学科 准教授)

事前申込は右の二次元コードからアクセスできます。
※手話通訳・要約筆記・一時保育希望者は事前申込が必要です。

【お問合せ】
宝塚市子どもの権利サポート委員会 0797-91-2001

宝塚市



講師プロフィール

◆金澤 ますみ (かなざわ ますみ) さん

(桃山学院大学社会学部ソーシャルデザイン学科准教授)
社会福祉士。児童相談所一時保護所嘱託指導員、スクールソーシャルワーカー等の活動経験をもとに、現在は、子どもの権利条約を子どもに届ける活動に取り組んでいる。
著書に『学校という場の可能性を追究する11の物語ー学校のことはじめ』(明石書店)、『三訂版スクールソーシャルワーカー実務テキスト』(学事出版) 共に共編著。

「こどもの権利」とは「かなえるもの」ではなく、
「あるもの」「うまれながらに持っているもの」

こどもの権利が保障されていない社会をどのように変えていくかを考えるとき、問われているのはおとなです。
こどもの権利が保障されたコミュニティをつくること、地域をつくることは、こどもだけでは実現できないからです。
おとながどのような地域(社会)をつくることができるのか、おとなが本当の意味で「こどもの意見を聴いて考えていこう」と思うことができるのか、参加されるみなさんとアイデアを出していきたいと思っています。
ぜひ皆さまお話し合わせの上、ご参加ください。

会場地図

至宝塚 阪急宝塚線 至梅田
至布神社 国道176号 中山親音
●ビバめふ ●ダイエー
ぶらざこむ1 一方通行 ぶらざこむ2
フレミラ宝塚 ●ゴムの事務所
阪急バス 福知山線 至中山寺
JR 福知山線

※活動報告会終了後、宝塚市公式 Youtube チャンネルにて当日の内容を公開しました(期間限定)。

4 啓発活動

◇子どもの権利サポート委員会の 10 周年を記念して、委員会の愛称（ニックネーム）を募集しました。



たくさんの応募があり、投票の結果

「たかラッコクラブ」に決定しました。

～この愛称の由来～（作者の原文）

ラッコは眠るとき波に流されてはぐれないよう、仲間と手をつないで寝ます。だから、ラッコのように一人一人としっかり手をつなげるようお願いをこめました。あと、宝塚の「宝」を使っています。

◇広報番組「知ってよ！宝塚」平成 29 年 12 月 掲載

Youtube にて動画アップ中



「知ってよ！宝塚「子どもの権利サポート委員会」
動画 Youtube 二次元コード

(おわりに)

委員として過ごした 4 年間を思いつつ、これからも共に

私が宝塚市子どもの権利サポート委員会の委員に着任したのは、令和 3 年（2021 年）6 月 1 日のことでした。いま思いかえせば、新型コロナウイルス（COVID-19）のパンデミックで社会が大きく混乱していたさなかでした。

令和 2 年（2020）年 2 月末にいきなり要請された全国の学校園での一斉臨時休校によって、当時中学 3 年生だった次男の学校生活は唐突に終わりました。突然「最後の授業」となってしまった国語の時間に、担任の先生が号泣しながらいくつもの詩を朗読してくれたそうです。次男が持ち帰ってきたそれらの詩のプリントを見て、先生がどんな思いで最後の授業を準備してくださったのか、痛いほど伝わってきました。そこには、こんなふうに生きてほしい、つらいとき思い出してほしい、そんなメッセージが痛々しいほどに詰めこまれていました。

当時の一斉休校は、子どもの命を守るという名目での措置でしたが、子どもの声はまったく聞かれませんでした。さらには、現場の先生方の声すらも聞かれることなく、政府が決断したものでした。一人の親として、中学 3 年生の 1 年間の、いえ中学校生活 3 年間の集大成としてあったはずの最後の 1 か月がこんなふうに取り上げられてしまうなんて、と愕然としたことを覚えています。

あれからもう 5 年が過ぎました。おとなは、「コロナが明けて」というような表現をすることもありますし、社会はなんとなく元に戻ったようにみえます。しかし、あの異様な数年間で計り知れない影響を受けたおとなや子どもが無数にいて、今もその影響は払拭されていないと感じることが多々あります。感染拡大防止が至上命題だった時期に何歳だったかにもよりますが、子どもたちがどのような影響を受け、その影響がどのようにその後の人生に影を落としているのかが明らかになるのは、これからです。記憶が風化する中で、決して「なかったこと」にしてはならないと思います。

現在も、社会環境の急激な変化の中で子どもたちが閉塞感や疎外感を感じつつ不安な日々を送っていることが指摘されています。おとなは、社会変化の中で翻弄される子どもたちのために、必要な対策をとれているでしょうか。状況の深刻さを考えれば、まだまだ足りません。社会の変化が速すぎて、大きな出来事であってもすぐに忘れられやすい昨今です。大多数の人が「もう終わったこと」と捉えるようになって、当事者は消しようのない苦しみを背負い続けます。そのような人たちが、社会のあちこちに居ることを決して忘れないでいたいと思います。

着任から丸 4 年が過ぎ、私はこの 5 月末で 2 期目の任期を終えて委員を退任

します。子どもの権利という視点からさまざまな議論に触れ、多くの人々に出会い、なによりも宝塚で暮らす子どもたちと出会えたことは、私にとってほんとうに貴重な経験となりました。本委員会のような、自治体が設置する子どもの権利擁護機関の役割は重要で、これからも日本各地で新設されていくでしょう。そしてこども基本法が施行された今、子どもに関わる場所では子どもの権利を学び、尊重していこうとする機運が高まりつつあります。社会の隅々にまで子どもの権利という視点がしみわたり、学校でも地域でも家庭でも、子どもが暮らすあらゆる場所で子どもの権利を基盤とした関わりが当たり前のように行われる世の中になっていくことが喫緊の課題といえます。

水俣病をはじめ人の命や尊厳を脅かす社会のありように対峙し続けた原田正純医師は、『水俣病が映す世界』で「水俣病の小なる原因は有機水銀であり、中なる原因はチッソが廃液を垂れ流したことであり、大なる原因は人を人として扱わなかったことにある」と書いておられます。私は本委員会に関わる中で、この一文を何度も思い出しました。人を人とも思わない社会のありようが放置され続ける限り、権利の侵害は起こり続けます。目の前で起きている問題と丁寧に向き合うとともに、「大なる原因」にも目を凝らしながら、人が人として尊重される社会に近づくよう、みなさんと共に力を尽くしていきたいと思います。

おもわず悲観的にならざるをえないニュースも少なくありません。しかしそうした状況に直面しつつ、あきらめず、屈せず、黙々と目の前の課題に取り組む人々がたくさんいます。私も、そうした人々のひとりでありたいと心から願います。4年間、ありがとうございました。

宝塚市子どもの権利サポート委員会委員 宇野田 陽子

1 年間をふりかえって

昨年の9月に、宝塚市子どもの権利サポート委員会の委員を拝命しました松尾と申します。私は、兵庫県弁護士会の子どもの権利委員会に所属しており、少年事件の付添人やいじめ調査委員の外部委員等もしています。弁護士会に依頼のあった中学校にいじめの防止授業で行くこともあります。ちょうど、宝塚市子どもの権利サポート委員会が設立10周年の節目の年度に委員になることになりました。設立10周年ということで、宝塚市子どもの権利サポート委員会の愛称を募集し、非常に多くの応募をいただき、投票により「たかラッコクラブ」に決まりました。ありがとうございました。この愛称はラッコが寝る時に流されないように手をつないで寝るというところから、思いついたとの事でした。私では思いつかなかったと思い（そもそもラッコがそのように寝るということも知りませんでした）、子どもの柔軟な発想に感動しました。

また、私は保護司もしており保護観察を受け持っています。他には、民生委員・児童委員の方と一緒に「一緒にプロジェクト」という名前で地域食堂もやっています。地域食堂では、子どもたちだけでなく、地域の方たちに喜んでもらえるイベントにも取り組んでいます。もう何年もやっていますが、やり始めの頃、暑い夏だったと思いますが、夏と言えばラムネ（飲むやつです）だと思い、スーパーにラムネを買いに行きました。ところが最近では売っているのが、ほとんどプラスチックの容器なんですね。色々お店を回ってやっとビンのラムネを購入し、差し入れをしました。私としては、子どもたちにラムネを飲んで欲しかったですし、ビー玉をひっかけて飲むというラムネの飲み方を知って欲しかったので差し入れをしたのですが、子どもたちはラムネに興味は持ってくれたのですが、これいくら？とか、さっきのお金に含まれてるの？（食事代として100円を頂いていました）とか聞かれて、びっくりしたのを覚えています。きっと家では、知らないおっちゃんに物をもらっちゃいけないよと言われているんでしょう。しっかりしているなと思いました。なお、地域食堂は、毎月第4土曜日に東公民館で開催しています。その場所でも宝塚市子どもの権利サポート委員会のパンフレットを置いてもらっています。パンフレットを置いたからといって、すぐに相談があるわけではないと思いますが、地域で地道に活動をして、少しでもこの委員会の存在を知ってもらえたらいいなと思います。

実は、私の所属している兵庫県弁護士会でも、子どもの権利についての相談を受けています。これに対して、宝塚市子どもの権利サポート委員会では、弁護士だけではなく、社会福祉士等他の有資格者もあり、弁護士の相談というよりは、子どもに関する専門家の相談窓口として、多角的な視点から相談を受けること

ができています。私自身も他の委員の方と一緒に相談を受け、非常に勉強になった経験が何度もありました。相談を受けて、その後、委員会で議論をし、方向性を検討する過程で色々な考えを知ることはとても有意義でした。一方で、委員の人たちは、私もそうですが、他に仕事を持っており、委員会が開催されるのが月に2回ですので、どうしても機動性に欠けるのは今後の課題かもしれません。

子どもに関する問題は多岐にわたり、また、この方法を取ったら必ず解決するといった単純な問題でもありません。私たち、宝塚市子どもの権利サポート委員会の委員と相談員は、相談に対して色々な意見を出し合い解決するために頑張っています。

宝塚市子どもの権利サポート委員会の活動が、子どもに関する問題の解決の一助になれば幸いです。

宝塚市子どもの権利サポート委員会委員 松尾 隆寛

設立10周年 相談員としての思い

宝塚市子どもの権利サポート委員会は、今年度、設立10周年を迎えました。

宝塚市子どもの権利サポート委員会の相談員として、多くの子どもと出会い、向き合い、さまざまな悩みや相談をお聞きしてきました。

「クラスの人から嫌なことを言われ、やめてと言ってもきいてくれない。」「クラブの顧問から厳しいことを言われてやる気がでない。」など、これまで子どもたちがいろいろな相談に来てくれました。

相談員として、子どもたちに接し、自信をなくしたり、なにもする気がなくなったり、時には涙ぐんでしまう子どもたちにも出会ってきました。

勇気をふりしぼって相談してくれた子どもたちに寄り添い、「あなたは一人ではないですよ。」「あなたはどのようになればいいと思いますか。」と話を聴くことを心掛けてきました。

しかし、子どもたちにリラックスし、安心して話をしてもらうのはなかなか難しいことです。最初は何も話さなくても、ちょっとしたエピソードなどを話すうちにゆっくり話を始めてくれる子どももいました。

一人ひとりの子どもがみんな違うように、悩みも一人ひとり同じものはありませんので、子どもも相談員も試行錯誤の毎日であり、子どもから教えられることも多くありました。

今年度は子どもの権利サポート委員会にとって節目の年度となり、これを機に日々の取組を改めて見直す機会にもなりました。その中で、特に印象に残っている出来事について触れたいと思います。

子どもの権利サポート委員会には愛称がありませんでした。そこで、10周年を記念して市内の子どもたちから、子どもの権利サポート委員会の愛称を募集しました。

新たな試みで、最初は、子どもたちが応募してくれるかなあという不安もありましたが、市内すべての小、中、高、特別支援学校、児童館に応募箱を置かせていただいたところ、小学生から高校生まで、幅広い年代の子どもたちから応募がありました。愛称と共に由来も書いてもらったので、子どもたちの豊かな発想力に驚くとともに、その一つ一つから子どもたちの思いが伝わってきて、身がひきしめる思いでした。

その中から、最終的に子どもたちの投票により、小学生が考えてくれた「たかラッコクラブ」という愛称に決まりました。

この愛称の由来は『ラッコは眠るとき波に流されてはぐれないよう、仲間と手をつないで寝ます。だから、ラッコのように一人一人としっかり手をつなげるよ

う願いをこめました。あと、宝塚の「宝」を使っています。』（原文）とのことです。

親しみやすいとても素敵な愛称ができました。愛称募集に参加してくれたみなさんに心から感謝しています。

これからは、宝塚市子どもの権利サポート委員会「たかラッコクラブ」が広まり、今まで以上に子どもたちの身近なものになっていくように周知していきたいと思います。

相談員としては、子どもをとりまく世の中の動きにアンテナを張りながら、自信を失い、苦しんでいる子どもたちに、あなたは一人ではないですよ、一緒に考えていきましょうというメッセージを送っていきたいです。

子どもたちが、迷いながらも自分の力を信じて、進んでいけるようになるお手伝いができればと思います。そして子どもたちが、迷った時、立ち止まった時にまたいつでも何度でも相談に来られるような場所でありたいと思っています。

子どもたちの思いを大切にして、子どもの背中をそっと押せるような相談員になれるように努めていききたいです。

宝塚市子どもの権利サポート委員会相談員



＜参考資料＞

◆子どもの権利サポート委員会の制度◆

I 子どもの権利サポート委員会設置経緯

1 子どもの人権擁護の第三者委員会の設置

「いじめ及び体罰に係る子どもの人権擁護委員」制度を要綱施行（平成 25 年（2013 年）5 月 1 日）

社会問題化しているいじめや体罰という子どもへの人権侵害に対して、第三者委員を通して子どもの人権を守ることを目的とし、いじめ及び体罰に係る子どもの人権擁護委員を設置し平成 25 年 5 月に「いじめ・体罰専門相談窓口」が開設されました。

2 宝塚市子ども審議会での審議

並行して、宝塚市子ども審議会（以下、「子ども審議会」という。）では、平成 25 年（2013 年）7 月 2 日に宝塚市長から「子どもの人権擁護のあり方について」諮問を受け、小委員会を立ち上げ、平成 26 年（2014 年）3 月までに小委員会 8 回、全体会 4 回（子どもの人権擁護のあり方を審議したもののみ）の会議を開催し、各委員により積極的な議論が交わされ、審議の結果、条例案を示し、条例化が必要であると答申されました。

(1) 子どもの権利に関する意識調査

平成 25 年（2013 年）8 月、「子どもの人権擁護のあり方について」の審議の参考として、子どもたちの声を聴くため、アンケート調査が行われ、その結果、子どもの権利を大切に思っている子どもは多く、子どもに寄り添った相談窓口が必要との認識が共有されました。

また、子どもの相談を受けている相談機関や児童館などの職員にも意識調査を行い、その結果、子どもの意見を尊重することや、擁護することが求められていることを認識されました。

(2) パブリックコメントの実施

子ども審議会での「子どもの人権擁護のあり方について」の審議結果を踏まえ、平成 26 年（2014 年）1 月 31 日～3 月 3 日パブリックコメントが実施され、市民からの意見聴取が行われました。

さらに、パブリックコメントでの意見について、審議が行われました。

(3) 子ども審議会からの答申

平成 26 年（2014 年）4 月 7 日「子どもの人権擁護のあり方について」子ども審議会審議結果の答申が市長に対して行われました。

3 子どもの権利サポート委員会条例制定

平成 26 年（2014 年）6 月市議会に提案し、全会一致により可決され、同年、6 月 30 日に公布されました。条例の運用については、準備期間を経て、平成 26 年（2014 年）11 月 1 日施行とし、「子どもの権利サポート委員会」が設置されました。

Ⅱ 子どもの権利サポート委員会とは

1 事業内容

個々の子どもに寄り添う個別救済制度としては、出来るだけ「簡易・迅速な制度」であることが求められることから、1つの案件に対して1人の子どもの権利サポート委員が進行管理を担当する独任制で、また、勧告、公表などの決定をする際には子どもの権利サポート委員会として合議制機関で運用する制度としています。

2 対象者

子どもに係る権利侵害についての相談は誰でもできるものとし、救済申し立てについては当事者たる子ども又はその保護者からできることとしています。

※子どもの定義…市内在住、在勤、在学及び市内にある学校等に通学等している子ども（18歳未満）及びそれに準ずる19歳までの者

3 相談体制

（委員）3人

吉田 祐一郎（大学准教授：社会福祉士）

（任期令和6年（2024年）9月1日から

令和8年（2026年）8月31日まで）

宇野田 陽子（言語聴覚士・精神保健福祉士）

（任期令和5年（2023年）6月1日から

令和7年（2025年）5月31日まで）

松尾 隆寛（弁護士）

（任期令和6年（2024年）9月1日から

令和8年（2026年）8月31日まで）

※任期は1期2年間となっています。

（相談員）3人（会計年度任用職員）

（事務局職員）1人（子ども政策課職員）

（受付時間）月～金 13：00～19：00、

土及び第1・3火 10：00～17：00

（年末年始、日・祝日は休み）

（受付方法）電話 0120-931-170、来所、インターネット受付、手紙

（場 所）宝塚市売布東の町 12-8 フレミラ宝塚 2 階

（最寄り駅：阪急売布神社駅 または 阪急中山観音駅）

4 位置づけ

子どもの権利サポート委員会は、行政機関からの独立性が確保され、子どもの権利救済を図るため、第三者的に子どもに寄り添う専門機関です。同委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として設置されました。

なお、市長の附属機関ですが、子どもの権利サポート委員会が子どもの権利救済を簡易かつ迅速に活動し、子どもの最善の利益を具体的に実現していくために「子どもの権利サポート委員会条例」で必要な権限が付与されています。

また、条例に基づき子どもの権利擁護及び権利侵害の防止等のことについて必要があると判断した場合など市長に対して意見することもできます。



5 相談・救済の流れ

1 相談方法

- ・電話相談 フリーダイヤル（0120-931-170）^{きゅ-さい い-なまる}で受けています。
- ・来所相談 フレミラ宝塚2階子どもの権利サポート委員会事務局に直接来ていただき相談をお聴きしています。
- ・手紙相談 お手紙フォームまたは便箋等で書いてもらったお手紙を受け取り、内容についてお手紙で返信しています。
- ・インターネット受付 市HPから相談受付フォームに入力してもらった内容を、折り返しお電話でお答えします。

2 相談できる人

- ・子どもの権利救済に関することはどなたでも相談できます。

3 相談・救済の流れ

- ・最初に相談員がお話をお聴きします。じっくり傾聴し、一緒に考えていきます。相談者が自力でできることを考えたり、納得することで、相談を終えるケースもあります。

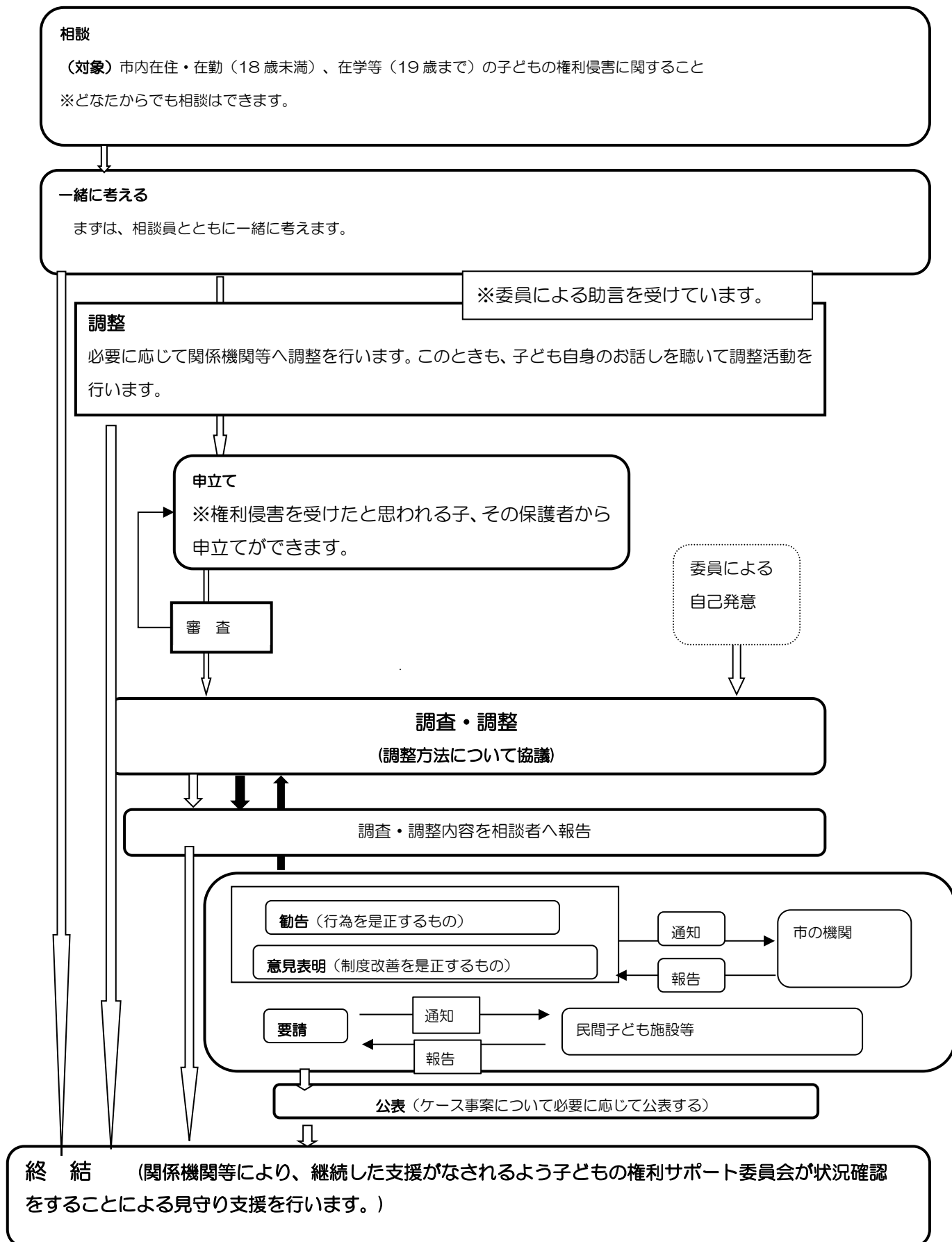
相談者には、悩み事があれば、いつでも、何度でもお話を聴かせてほしいことを伝えることで、今後も一緒に考えていく姿勢でお話しをお聴きします。

- ・相談内容を相談員と子どもの権利サポート委員で共有し、相談者の意向に寄り添った支援への助言や、あるいは委員が直接相談者と面談を行ったのち、必要に応じて調整活動等を行います。

- ・子どもの権利サポート委員は、子どもが希望する場合は、問題に関わる人々や関係機関に対して、子どもの気持ちや意見を代弁します。子ども自身のために、関係機関の協力を得て、働きかけ、調整活動を行います。

- ・当事者等からの申立てにより、必要に応じて調査を実施し、改善の要望や意見表明などを行います。

子どもの権利サポート委員会相談・救済の流れ (図)



Ⅲ 子どもの権利サポート委員会条例

○宝塚市子どもの権利サポート委員会条例

平成26年6月30日

条例第21号

(設置)

第1条 宝塚市子ども条例(平成19年条例第10号)に規定する基本理念に基づき、子どもの権利を不断に擁護し、子どもの最善の利益を具体的に実現していくため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、宝塚市子どもの権利サポート委員会(以下「サポート委員会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 次のアからオまでに掲げる者をいう。

ア 市内に住所を有する18歳未満の者

イ 市内の事務所又は事業所で働いている18歳未満の者

ウ 市内に立地する次に掲げる施設に通学し、通所し、若しくは入所し、又は当該施設を利用している18歳未満の者

(ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校

(イ) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設

エ ウに掲げるもののほか、市内に立地する施設に通学し、通所し、若しくは入所し、又は当該施設を利用している18歳未満の者

オ アからエまでに掲げる者に準する者で、規則で定めるもの

(2) 市の機関 市長その他の機関(議会を除く。)をいう。

(3) 民間子ども施設 第1号ウに掲げる施設又は同号エに規定する施設のうち、市が設置するもの以外のものをいう。

(4) 市民等 次のアからウまでに掲げるものをいう。

ア 市内に在住し、在学し、又は在勤する個人

イ 市内を拠点として活動する団体

ウ ア又はイに掲げるもののほか、権利侵害を受けたと思う子どもに関係する個人又は団体

(サポート委員会の組織)

第3条 サポート委員会は、5人以内の宝塚市子どもの権利サポート委員(以下「サポート委員」という。)により組織する。

2 サポート委員は、人格が優れ、子どもの権利について高い見識と専門性を有する者で、第三者的な独立性を保持し得るもののうちから、市長が委嘱する。

3 サポート委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期は、連続して3期までとする。

(解職)

第4条 市長は、サポート委員が心身の故障により職務を行うことができないと認められるとき、又はサポート委員として明らかにふさわしくない行為があると認められるときを除き、その職を解くことができない。

(委員長)

第5条 サポート委員会に委員長を置き、サポート委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、サポート委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名するサポート委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 サポート委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 サポート委員会の会議は、サポート委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 サポート委員会の会議の議事は、出席したサポート委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(サポート委員会の所掌事務)

第7条 サポート委員会は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 第13条に規定する相談に関すること。

(2) 第14条から第20条までに規定する子どもの権利救済に関すること。

(3) 子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して、必要な提言を市長に対して行うこと。

(4) 市長の諮問に応じ、子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して、答申すること。

(サポート委員の責務)

第8条 サポート委員は、その職務の遂行に当たっては、専ら子どもの最善の利益を考慮し、公的良心の喚起者として、子どもの権利を擁護し、代弁するよう努めなければならない。

2 サポート委員は、市の機関、民間子ども施設及び市民等との連携及び協力に努めなければならない。

3 サポート委員は、その地位を政治的、営利的又は宗教的な目的のために利用してはならない。

(サポート委員の守秘義務)

第9条 サポート委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(市の責務)

第10条 市は、サポート委員会の制度が子どもを含む市民等に有意義に活用されるよう、積極的に広報その他の必要な施策を推進する。

(市の機関の責務)

第11条 市の機関は、第1条に規定する目的を踏まえ、サポート委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

(民間子ども施設及び市民等の責務)

第12条 民間子ども施設及び市民等は、第1条に規定する目的を理解し、サポート委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力し、及び援助するよう努めなければならない。

(相談)

第13条 何人も、子どもの権利に関係する事項について、サポート委員会に相談をすることができる。

2 サポート委員会は、前項の相談があったときは、相談者に対して、必要な助言又は支援を行うとともに、必要に応じて当該相談に係る関係者間の調整を行う。

(権利救済の申立て)

第14条 権利侵害を受けたと思う子ども又はその保護者は、サポート委員会に対して、権利救済の申立てをすることができる。

(調査の実施)

第15条 サポート委員会は、前条の申立てを受けたときは、その申立ての内容を審査し、必要があると認めるときは、調査を実施するものとする。

2 サポート委員会は、第13条に規定する相談の内容又は子どもの権利に関する独自に得た情報により必要があると判断したときは、調査を実施することができる。

3 サポート委員会は、前2項の調査を実施すべき内容が次の各号のいずれかに該当するときは、当該内容に関する調査を実施しない。

- (1) 議会の権限に属する事項であるとき。
- (2) 裁判係争中の案件であるとき。
- (3) サポート委員の活動及び身分に関するものであるとき。
- (4) 重大な虚偽が含まれているものであるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、調査の実施が相当でないことが明らかなものであるとき。

4 サポート委員会は、調査開始後においても、前項各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、調査を中止することができる。

第16条 サポート委員会は、必要があると認めるときは、市の機関に説明等を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しを提出させることができる。

2 サポート委員会は、必要があると認めるときは、民間子ども施設及び市民等に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

3 サポート委員会は、特に必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。この場合において、サポート委員会は、依頼した事項の秘密の保持に関し必要な措置を専門機関に対して講じなければならない。

(調査結果の通知及び勧告等の措置)

第17条 サポート委員会は、前2条の調査の結果を申立人に通知するものとする。

2 サポート委員会は、前2条の調査の結果に基づいて、市の機関に対し、子どもの権利を侵害する行為の是正等を求める勧告又は子どもの権利救済に関する制度改善等を求める意見表明を行うことができる。

3 サポート委員会は、前2条の調査の結果に基づいて、民間子ども施設及び市民等に対し、必要な対応を促す要請を行うことができる。

4 サポート委員会は、第2項の勧告若しくは意見表明又は前項の要請を行ったときは、その内容について申立人に通知するものとする。

(報告)

第18条 市の機関は、前条第2項の勧告又は意見表明を受けたときは、適切な対応を図るとともに、サポート委員会に対して必要な報告を行わなければならない。

2 民間子ども施設又は市民等は、前条第3項の要請を受けたときは、適切な対応を図るとともに、サポート委員会に対して報告を行うよう努めるものとする。

3 サポート委員会は、前2項の報告があったときは、その内容を申立人に通知するものとする。

(公表)

第19条 サポート委員会は、子どもの最善の利益を図るために必要があると認めるときは、第15条及び第16条の規定に基づく調査の結果、第17条第2項の勧告若しくは意見表明若しくは同条第3項の要請又は前条第1項若しくは第2項の報告の内容について公表することができる。

2 前項の規定による公表に際しては、個人情報の保護について、最大限に配慮しなければならない。

(見守り支援)

第20条 サポート委員会は、第15条から前条までに規定する事務が終了した場合においても、市の機関、民間子ども施設又は市民等に対して、第15条及び第16条の規定に基づく調査を実施した子ども(以下「当該子ども」という。)の状況の確認を行うことができる。

2 市の機関は、前項の確認を求められたときは、当該子どもの状況の報告を行わなければならない。

3 民間子ども施設又は市民等は、第1項の確認を求められたときは、当該子どもの状況の報告を行うよう努めるものとする。

(運営状況の報告等)

第21条 サポート委員会は、この条例の運営状況について、年次ごとに市長に対して報告し、その内容を公表するものとする。

2 サポート委員会は、子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して、第7条第3号の提言を行ったときは、その内容について公表するものとする。

3 前2項の規定による公表に際しては、個人情報の保護について、最大限に配慮しなければならない。

(相談員)

第22条 サポート委員会の下でその職務を補佐するため、子どもの権利サポート相談員を置く。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年11月1日から施行する。



宝塚市子どもの権利サポート委員会

〒665-0867 宝塚市売布東の町 12 番 8 号
フレミラ宝塚2階

TEL 0797-91-2001（事務局）

TEL 0120-931-170（相談専用電話）

